

# 熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

平成28年5月24日開催

熊取町議会

## 目

## 次

〔議員全員協議会（5月24日）	
（仮称）熊取町第4次総合計画策定方針について ……………	2
熊取創生プロジェクトチームについて ……………	8
本町における住民意見の聴取方法について ……………	22
熊取びんびん！元気ポイントアップ事業について ……………	24
認知症初期集中支援チームの設置について ……………	31
利用者支援事業（母子保健型）の実施について ……………	33
不妊・不育治療費助成事業の実施について ……………	35
ひまわりバスの運行事業の見直しについて ……………	37
熊取町営住宅維持管理計画（長寿命化計画）について ……………	43

## 議 員 全 員 協 議 会

月 日 平成28年5月24日（火曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	文野慎治	2	番	重光俊則
	3	番	浦川佳浩	4	番	河合弘樹
	5	番	坂上昌史	6	番	阪口均
	8	番	渡辺豊子	9	番	服部脩二
	10	番	佐古員規	11	番	矢野正憲
	12	番	鱧谷陽子	13	番	江川慶子
	14	番	坂上巳生男			
欠席議員	7	番	二見裕子			
説明員	町	長	藤原敏司	副町長		中尾清彦
	企画部長		貝口良夫	企画部理事		明松大介
	総務部長		南和仁	総務部理事		林利秀
	総務部理事		阪上敦司	健康福祉部長		小山高宏
	健康福祉部理事		山本浩義	健康福祉部理事		田中耕二
	事業部長		泉谷徹	事業部理事		田畑洋毅
	政策企画課長		橘和彦	財政課長		東野秀毅
	広報公聴課長		巖根晃哉	人事課長		道端秀明
	健康・いきいき 高齢課長		石川節子	子育て支援課長		木村直義
	道路課長		白川文昭	まちづくり 計画課長		馬場高章
事務局	局	長	阪上清隆	書記		阪上章

### 案 件

- 1) (仮称)熊取町第4次総合計画策定方針について
- 2) 熊取創生プロジェクトチームについて
- 3) 本町における住民意見の聴取方法について
- 4) 熊取ぴんぴん！元気ポイントアップ事業について
- 5) 認知症初期集中支援チームの設置について
- 6) 利用者支援事業（母子保健型）の実施について
- 7) 不妊・不育治療費助成事業の実施について
- 8) ひまわりバスの運行事業の見直しについて
- 9) 熊取町営住宅維持管理計画（長寿命化計画）について

議長（重光俊則君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

なお、本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は13名であります。なお、二見議員から欠席の届けがありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（重光俊則君）本日の案件は、（仮称）熊取町第4次総合計画策定方針についての件ほか8件であります。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、案件1、（仮称）熊取町第4次総合計画策定方針についての件を説明願います。橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）それでは、（仮称）熊取町第4次総合計画策定方針についてということでご説明させていただくんですが、すみません、案件のご説明の前に1点だけおわびと訂正をさせていただきます。

2件目の案件になります熊取創生プロジェクトチームについてで、事前にお渡ししている資料に誤りがございました。誤りといいますか、印刷の際どうもデータが抜け落ちているものを、すみません、確認が漏れておりました提出させていただいておりました。

修正箇所が、1ページ目の中段以降のイメージ図をごらんください。点線囲みに推進チームの設置としているところの下に向かっての矢印が消えておりました。また、あわせて推進チーム①から担当部局（新設含む）を決定の上に戻る矢印、この2点が印刷の段階でどうもデータが抜け落ちていたようで、我々の確認のミスでございました。今後、こういったことがないように気をつけてまいりますので、よろしくご修正をお願いいたします。

それでは、申しわけございません、（仮称）熊取町第4次総合計画策定方針についてということでご説明させていただきます。

まず、第1点目、策定の趣旨でございます。

本町におきましては、これまで、地方自治法に基づき、昭和60年に最初の総合計画を策定してまいりました。以降、これまで2回の改定を行い、行政運営の総合的な指針として、まちづくりの基本的な方向性をこの総合計画で示してきたところでございます。

現在の熊取町第3次総合計画におきましては、「みんなが主役『やすらぎと健康文化のまち』」の実現に向けた施策に取り組んでおるところでございます。また、この計画につきましては平成29年度に目標年次を迎えることとなっております。

本町はこれまで、トカイナカと呼ぶにふさわしい住環境のもと、また高い加入率を誇る自治会を核とした住民や町内大学等を初めとする多様な方々との協働により、まちづくりを進めてまいりました。よって、大都市近郊のベッドタウンとしてこれまで発展、まちの魅力を拡充してきたところでございます。しかしながら、近年、我が国における少子高齢化の進展、人口減少時代の到来が目前に迫っております。本町におきましても、これまでの人口増加が一定とまりつつ、また微減傾向ということが判明している中、今後も地域の特徴を生かした魅力あるまちづくりをしていくことが求められているところでございます。

こうした人口減少社会を乗り越え、将来にわたり活力ある地域社会、これを維持、実現するため、本町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示す、また住民にまちづくりの長期的な展望を示す必要があるかと考えてございます。ですので次期総合計画を策定したいと考えてございます。

なお、平成23年5月の自治法改正によりまして、総合計画の策定の義務ということは現在廃止されてございます。各地域の実情に応じた計画を立てるべくということで、地方改革の一環として義務づけという部分は廃止されてございますが、前述のとおり、今後も長期的な視点でのまちづくりの展望を示す必要があると考えてございますので、引き続き、総合計画を策定してまいりたいというところでございます。

では、2ページをごらんください。

地方創生との関係ということで、1点整理させていただいております。

皆さんご存じのとおり、昨年、本町の地方創生における基本目標、施策の基本的方向性及び具体的な施策をまとめた熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところでございます。この計画におきまして、人口減少、少子化社会が進展する中、将来にわたる活力ある地域社会を維持す

るため、31年度までの5年間の取り組みとして、この計画を策定して施策を進めているところでございます。

また、同戦略におきましては、本町における今後の人口将来展望を踏まえ、住民代表、大学、産業界等の関係者で構成するまち・ひと・しごと創生推進会議において広く意見をいただいたとともに、住民アンケート及びパブリックモニター制度に基づく意見聴取も行った上で、この計画を策定したものでございます。

創生戦略の策定の動きにおきましては、今後の総合計画策定を見越した中で、総合計画の策定趣旨に近い目的で策定された戦略との整合性を確保する必要があると。また、事務を効率的、効果的に総合計画の策定手続を進めるため、この戦略策定における住民アンケート等の手続は総合計画策定の手続の一部とみなして進めてまいりたいと考えてございます。本来であれば今年度、またアンケートという形でとっていく形も考えてございましたが、もう創生戦略を策定する段階で総合計画策定を見越した取り組みを進めてまいってきておりますので、そういった部分は事務を効率化する意味で共同の事務とみなしていきたいということで考えてございます。

ただ、総合戦略につきましては分野が限定的でございます。総合戦略を総合計画とみなすということも考えましたけれども、やはり広く総合的な意味での計画が必要だろうということをもちまして、総合計画を策定してまいりたいと考えてございます。

それでは、3ページをごらんください。

総合計画の構成でございますが、これまでの総合計画と同様、町の将来像や施策の大きな枠組みでの基本構想、基本構想の施策大綱に沿った基本施策の方向性と重点施策を定める基本計画、また、具体的な事務事業を進める実施計画という3層で構成した総合計画というふうに考えてございます。2ページをごらんいただければ、ピラミッド形、総合計画でよく見られる形ですけれども、基本構想、基本計画、また、より具体的な事務事業ということで実施計画、この3層構想での形で考えてございます。

4点目、総合計画の目標年次につきましては、一定長期的な見通しが非常に難しい昨今の社会情勢、非常に速い動きを示しておりますけれども、これまで同様10年間の目標年次として、平成39年までの計画ということで、30年から39年というふうな形で考えてございます。

また、こういった総合計画を策定してまいります体制でございますが、まず、庁内組織として策定委員会を設けます。基本構想の案、基本計画案を策定する庁内の内部組織でございます。

また、現在仮称としております、前回はまちづくり懇話会という形で実施させていただいておりますが、住民との協働作業による総合計画の策定という趣旨がございますので、計画策定の作成段階から住民の積極的な参画を得たいと考えてございます。このまちづくり懇話会においては、公募委員としまして、この後また案件のご説明もあろうかと思いますが、パブリックモニター制度、こういったものも活用しながら実施してまいりたいと。この懇話会におきましては、基本構想におけるまちの将来像に対する住民の意見を広くいただきたいというふうに考えてございます。

3点目が総合計画審議会でございます。これは、総合計画審議会条例がございます。これに基づき、町長の諮問に対する総合計画に関する審議、答申をいただくための組織で、総合計画審議会を設置して進めてまいりたいとも考えてございます。

最終的には、4点目でございます。これもパブリックコメントということで、この後の案件でもございますが、基本構想案並びに基本計画案につきまして、広く住民の意見を反映するためのパブリックコメントも実施してまいりますつもりでございます。

以上で、(仮称)熊取町第4次総合計画策定方針についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長(重光俊則君) ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上昌史議員。

5番(坂上昌史君) 3ページの第5の策定体制のところなんですけれども、まず策定委員会のところに

各部長は入っていますけれども、ここに議員は入れないものなのかなと思うんです。③のところの総合計画審議会の条例のところ、25人のうち町長が町議も選ぶ余地はあるのかなと条例のほうで読んだんですけども、②で住民にパブリックコメントを利用して意見を聞くということも書いているのであれば、我々議員も一応町民から負託いただいて町議になっていますので、策定委員会に議員が何人か入ってしかるべきかなと私は考えるんです。その辺のお考えをお聞かせいただきたいんですけども。

議長（重光俊則君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）議会議員の皆様の総合計画に関する関与のあり方につきましては、前計画におきましては、基本計画、基本構想というものを要議決事件条例の定めに基づきまして議決を議会でいただいたところでございます。また、あわせて総合計画審議会条例のほうでも議員の委員の枠がございますので、さまざまなご意見、ご参画をいただいたところであります。

しかしながら、先ほど申し上げました平成23年の自治法の改正によりまして総合計画の策定義務がなくなった段階で、議会事件条例並びに総合計画審議会条例も含めた議会の皆様の関与につきましてはちょっと整理が必要かな、調整が必要かなという部分がございます、9月議会に向けて、そのかわり方につきましてはさまざまな調整をさせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）同じく第5の策定体制なんですけれども、策定委員会とまちづくり懇話会と、それから総合計画審議会、パブリックコメントは別にしまして、この3つの審議会があるということで、どういう関係を持ってどういうふうにまとめ上げていきはるのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

議長（重光俊則君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）まず、まちづくり懇話会におきましては、資料にも書かせていただいているとおり、基本構想、一番大きな枠組みです。まちの将来像というところで、どういったまちにしていくべきかということで、個々具体的な施策というものではなく、町の方向性をまちづくり懇話会でイメージ、議論等いただきまして、それを庁内の策定委員会におきまして基本構想、またそれを少し発展させた基本計画、このまず案というものを策定委員会のほうで策定させていただきまして、当然町長がそれをもちまして総合計画審議会のほうに諮問いたします。総合計画審議会におきましてそれに対して協議、またそれを結果として町長に答申いただくということで、また、答申を踏まえて最終的には熊取町が総合計画を策定しまして、またパブリックコメント等でもいただくことがありますけれども、最終的にはそういった流れになってこようかと考えてございます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまの質問との関連です。公募委員というふうに書いているところは②の（仮称）まちづくり懇話会のところだけなんですけれども、住民からの委員の公募を考えているのは懇話会のほうであって、総合計画審議会に関しては委員の公募というのはいないんですか。

議長（重光俊則君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）総合計画審議会におきましても、各住民代表としまして各団体の長にもご参画いただいておりますし、前回におきましては一般公募の委員もございましたので、このあたりは今後、内容については詰めてまいりたいと思っております。住民代表という形で広く住民からの意見をいただける場というの、総合計画審議会のほうで考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）住民代表の枠は考えているということで、一定、公募の枠を入れるかどうかということはまだ未定ということですか。

議長（重光俊則君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）すみません、想定はしてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）先ほどの坂上昌史議員の質問の関連なんですけれども、23年5月の地方自治法の改正によって義務づけが廃止されたということなんです、議会の関与、調整が必要ということなんです。前回、審議会に意見を言わないで賛成の形が議会で反対になったりとか、いろんなちょっとトラブルというか、あったのでいろんなことが想像されるんですが、義務づけ廃止ということで、議会の議案に総合計画が上ってきて議決が必要なのか必要じゃないのか、検討の余地があるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

議長（重光俊則君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）議決が必要かどうかといいましたら、法律上の議決の要件はもう既にございません。先ほど私も申し上げましたとおり、議決事件条例、これによって議決が必要かどうかというところになってきょうかと考えてございます。

また、地方自治法改正以後、直近で総合計画を策定した団体が近隣にもございます。さまざまな議会の関与の方法が各団体によってございます。審議会には議員が入られて議決がなかったり、審議会に入って議決もいただいていた、逆に議決はあるけれども審議会のほうにはご参画いただかなかつたりということ、あくまでそれぞれの地方の考え方に基づいた取り組みをされているように見受けられております。本町におきましても、そういったところを踏まえまして9月議会に向けていろいろと調整を進めてまいりたいというふうに考えてございますので、また引き続きよろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

熊取町には議会基本条例というのがあります。その中に要議決案件の部類も整理されていると思いますので、きちんと議会のほうに提出していただいて、採決をとるような形で進めていただきたいなとこれは要望しておきます。

それと質問なんです、2ページの表の中に第3次総合計画の図があるんですが、右側の熊取町総合戦略というのは、これはまち・ひと・しごと創生総合戦略のことでしょうか。それで、年次がかぶる部分とかぶらない部分があるということで、この辺の整合と抽出だと思んですが、その辺のことももう少し具体的に教えていただけますか。

議長（重光俊則君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）この図におきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の段階におきましても現計画、第3次総合計画はまだ目標年次に至ってございません。まちづくりの大きな方向性としては、第3次総合計画、これを踏まえた既の実施計画の中から実施している事業の内容をまち・ひと・しごとの枠組みに置き直しまして、熊取町創生総合戦略を策定したところでございます。

この総合計画につきましては29年をもって終わりますが、引き続き、熊取町創生総合戦略におきましては31年まで続いていくと。また、その間、同時並行として30年度からの新たな総合計画、これが計画として走ってまいるところでございますけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては一定の方向性を示してございます。この方向性と新たに計画策定します新総合計画というのは同じベクトル、同じ方向を向いた内容にしていく形で整理、また人口ビジョンで今後のまちの展望、こういった部分もシミュレーションしてございます。当然、同じ内容を踏まえた、同じ視点に立った計画という形で考えてございますので、これからつくる新総合計画におきましても、総合戦略、これを踏まえたたてつけといえますか、内容となっていこうかと考えてございますので、よろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

整合と抽出というその意味合いをもうちょっと詳しく教えていただけますか。

議長（重光俊則君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）整合というのは、あくまで熊取町のまちづくりの方向性、これを一致させるということでございます。例えば、本町がこれまで実施してこなかった、あるいはまちづくりの方向性として、国がまち・ひと・しごとと言っているから新たにこれを今までの取り組みから、180度とまでは言いませんけれども、方向性を変えた事業を組み立てるのかと言えば、やはりそうではないということで、方向性を一致させるという意味での整合、また、そこで整合をとってございますので、これまで取り組んできた第3次実施計画において具体的に現在実施している事業、また今後実施する予定である事業、こういったものをまち・ひと・しごとの分野におきまして抽出した内容となっているというところでございます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

第3次総合計画も目標年度がもう間もなく来るということで、次の計画を考えるに入ってくるんですが、第3次総合計画についての総括の上に第4計画が出てくると思うんです。この総括というのとあわせて一緒に話が進んでいくんでしょうか。総括のほうはどのようなようになっているのか、教えていただけますか。

議長（重光俊則君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）総合計画の策定につきましては、今年度と来年度、2カ年にわたって取り組んでいく事業でございます。江川議員がおっしゃったように、まず振り返り、これが必須やというふうに考えてございますので、今年度につきましてはそういった振り返りと、来年またご審議いただくような基本構想、このたたき案ぐらいまでの取り組みを今年度に行いまして、次年度、基本構想の案、基本計画という形で、より具体化してまいりたいというふうに現時点では考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）その途中経過というのはまたどういう形でお示しされるのか、その辺も教えていただけますか。

議長（重光俊則君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）先ほどの議会議員の皆様のご関与とあわせて整理させていただきますが、当然、議員全員協議会で報告等も事前にさせていただくこともあろうかと思っておりますので、改めてそのあたりは、すみません、9月議会に向けて整理、調整の中でお示しできればと考えてございます。よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）江川議員、よろしいですか。

13番（江川慶子君）はい。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）今の話の同じ関連になってくるわけなんですけれども、先ほど坂上昌史議員も言っていました、9月議会ですべて調整するというような答弁がありました。第4次総合計画に向けてのただの議決だけではなくて、議会の議員としても計画を立てる中で議員の意見を反映させていただきたいし、審議会に入って住民の皆さんの声も、傍聴はできたとしても、その中で意見を聞きながら議員としても意見を反映させていただきたいという思いもありますので、9月議会に調整するということでしたけれども、やっぱり議員も入れる、そういったような調整を策定の中でさせていただきたいと、ただの議決だけではなくて。そういうふうに思いますので、要望しておきます。

議長（重光俊則君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）すみません。要望としてはお聞きして、またそれを踏まえた意見、協議さ



せていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ここで、議事の都合により、一時、議事の進行を副議長にお願いします。

副議長（鯉谷陽子君）議長から指名がありましたので、一時、副議長の私が議事を進行いたします。重光議員。

2番（重光俊則君）ただいま総合計画の策定について説明があったんですが、いろいろ議員側から要望が出ていますことを取り入れていただきたいんですが、全体、まずこのスケジュール、30年度からの計画をつくるとなると28年、29年でやると。だけれど、委員会、懇話会、審議会、これを具体的にどういう人員で誰を指名して、どの時期に開催して何をするのか、このスケジュールはどうなっていますか。

副議長（鯉谷陽子君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）先ほどもご説明しております審議会等につきましては、9月議会までの整理もごさいます。当初はまず、先ほども申しあげました今年度におきましては振り返り、その中でさまざまな意見をいただく必要がございますので、振り返りの作業をまず我々事務局側として行ってまいります。また、今回補正予算でも上げさせていただいております、やはり事務を円滑に進める意味でのコンサルタント業務の委託も実施する予定で、予算もご審議いただく予定にしておりますけれども、コンサルの活用もして、そういった振り返りを効率的に実施してまいりたいと。

また、あわせて方向性を、まずイメージをたたいていただかなければいけませんので、まちづくり懇話会、こちらのほうも早急に立ち上げて、年内には開催してまいりたいというふうにごさいます。また、庁内の策定委員会につきましても、同時並行で振り返り作業を皆さんにお示ししていくところがございますので、こちらをあわせて行ってまいりたいと。

この2つが進んでいく中で、先ほど言いました議会議員の皆様との関与の方向性も調整しながら、審議会の策定という形になってまいろうかと考えてございます。

以上です。

副議長（鯉谷陽子君）重光議員。

2番（重光俊則君）今、口頭で説明されているスケジュールですけれども、これはやはりどの時期に何をするなど非常に不明確だと思うんです。それで、おっしゃるように、ことし28年度で全部レビューして29年度計画すると。レビューと計画も同時並行ぐらいでやっていかないと多分できないと思うんです。非常に広範囲のものをやります。

もう一つ、だからそれをできるだけ詳細なスケジュールを示していただきたいのと、各委員、懇話会、審議会議員がどう関与するかというのを具体的にもっと早く、9月議会で調整すると、それがよくわからないんです。だから、9月議会でどういう形で、9月議会の前に議員全員協議会を2、3回持ってやるのか、9月議会で提案してそれで認めてくださいとするのであれば非常に問題があると思うんです。だから、9月議会で調整しますというのは、9月議会で最終案が出るということになっているのであればかなり問題があると思うんです。その辺をもう少し明確に、議員の関与はどういうぐあいになるのかということ町側で一方向的に決めるのではなくて、議会との協議によって議員の関与も、お互いにこれはいい計画をつくっていくべきだと思いますので、その辺の調定を町が調定しますというんじゃなくて、もう少しわかりやすく説明して……。

副議長（鯉谷陽子君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）申しわけございません。

まず、9月議会というのが一つ、それはあくまで整理の結果として条例の改正がどうしても必要になってまいります。それが要議決事件条例になるのか総合計画審議会条例になるのか、そういった部分の改正が必要になってくるので、9月議会に向けての調整というのはそういう意味でございます。ですので、協議、内容の結果につきましては、それ以前にもう答えが出ましたら、当然それ

に合わせた動き、それを見越して正直、議決をとるのかとらないのか、そのあたりによっても最終的なゴールの地点というのが変わってまいろうかと思えます。

ですので、本来であればきょう議長がおっしゃるように、スケジュールをもう少し明確に、表形式といいますか、お示すべきだということは我々も重々理解しておったんですけども、このあたり、一定まだこれからもう少し議員の皆様と調整、協議していかないといけない部分がありましたので、それが調い次第、スケジュールに落としてまた皆様にお示しできればというふうを考えてございます。その点ご理解いただきまして、よろしく願いいたします。

副議長（鯉谷陽子君）重光議員。

2番（重光俊則君）よくわかりました。できるだけ総合計画というのはお互いに十分議論を尽くして、いいものをつくっていくというのは議員も同じ気持ちでございまして、ぜひその辺を十分に考えていただいて、9月議会までに調整をしていただくよう、よろしく要望しておきます。お願いします。

副議長（鯉谷陽子君）それでは、以降の議事進行は議長にお願いいたします。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

これをもって、（仮称）熊取町第4次総合計画策定方針についての件を終了いたします。

それでは、案件2、熊取創生プロジェクトチームについての件を説明願います。橘政策企画課長。政策企画課長（橘 和彦君）それでは、続きまして熊取創生プロジェクトチームについてご説明させていただきます。

本日、机の上に置かせていただいていた資料をごらんください。

まず、このプロジェクトチームの趣旨でございまして、町長が所信表明された事項等がございまして。この事業を強力に進めていくため、熊取創生プロジェクトチーム、以下、長いので今後PTという形で表現させていただきますが、これを設置するものでございまして。

PTでは、本部と推進チームという大きく2つの組織体がイメージのほうにも書かれてございまして、本部が所信表明事項等の事業を整理いたしまして担当部局を決定するとともに、担当部局が実施できる事業以外で特に必要と判断した内容、事業につきましては、別途推進チームを設置するものでございまして。また、この推進チームにおきましては、有識者の参画も得て事業実施に向けた課題整理、企画立案を行っていくこととさせていただきます。

なお、推進チームにおいて企画立案された事業につきましては、本部において最終的にそれを実施していく実行部隊としての担当部局を決定し、担当部局が現在行っている事業とあわせて、責任を持って事業の実施を目指していくというところでございまして。

また、このPTの設置におきまして根拠といたしましたのが、事務分掌規則の第9条に基づくプロジェクトチームとしての設置でございます。この規則におきましては、町長は2以上の部または課の分掌事務に係る特定の重要課題を緊急に処理する必要等があるものを処理させるため、プロジェクトチームを置くことができるという規則になってございまして、このプロジェクトチームの設置に当たりましてはさまざまな内容が考えられたわけですが、もう既にこういう枠組みがございまして、この枠組みの中でPTを設置しておるところでございます。また、先ほど申しました体制におきましては、PTにおきましては本部及び推進チームで構成するところでございまして。

それでは、皆様におきましてはそのまま表のほうをごらんいただきながら、内容につきましては2面のPTの役割というところを説明させていただくんですけども、表を見ながらのほうがわかりやすいかと思っておりますので、図を見ながらお聞きください。

まず、PTの本部の役割でございまして、当然、町長から先ほど申し上げました所信表明事項等、指示がございまして。それをプロジェクトチームで受ける中で、まず本部の役割は事業の整理でございます。所信表明事項等の中で、もう既に担当部局があるもの、ないものがございまして、そうし

た担当部局を決定するのが本部の役割でございます。担当部局が事業の課題整理、企画立案の上、事業を推進していくものでございます。また、内容によっては推進チームの設置が必要ということをも本部が判断した場合、事業の課題整理、企画立案のため推進チームを設置することとしてございます。

先ほども申し上げたとおり、推進チームが企画立案した後は、また本部に内容を戻しまして担当部局を決定し、担当部局が事業を進めていくという形でございます。

また、本部におきましてはさまざまな事業を並行して取り組んでございますので、必要と判断した内容につきましては、推進チームの取り組み状況を初め、さまざまな進行管理を本部が行っていくということでございます。

また、後で経過も申し上げますが、もう既にPTとして本部を立ち上げ、また、その後、推進チームも現在2チーム設置してございます。表にある推進チーム1と2をもう既に設置して、さまざまな検討をちょうど始めたところでございます。現在、推進チーム1として宿泊施設の誘致ということで、チームリーダーとして明松理事を筆頭に、シティプロモーションを中心に研究体制をとってございます。また、推進チーム2としまして公有財産を活用した地域活性化、これを検討するために、寺中理事をリーダーとして、我々政策企画課がその中心として検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。また、推進チーム2の公有財産につきましては、広く公有財産といってもさまざまございます。まず今年度早急に具体化したい内容としまして、永楽浄水場、この有効活用を早急に検討してまいりたいというふうに、チームのほうで今現在検討を進めさせていただいているところでございます。

また、外部有識者というのは必要に応じてご参画いただきたいというふうに考えてございますが、まだチーム内での検討が今始まったところです。チーム内で具体的な助言をいただける、そういった方を今現在検討中でございます。これは、ある1人の専門家に意見をいただくというよりは、この分野でちょっと聞きたいことがあればこういう人に聞きに行くとか、そういったフットワークも軽く、さまざまな専門家からアドバイスいただけることも想定してございます。

また、これは民間の事業者も当然そうでございますが、国の地方創生コンシェルジュであったりとか府の担当職員も我々のかかわりの中でいらっしゃいますので、そういった方々にもさまざまなご意見をいただきながら、チームにおいて課題整理、それを事業立案に向けて、してまいりたいと考えてございます。

それでは、すみません、2ページ目に進んでください。

推進チームの役割は、先ほど言いました事業の課題整理と企画立案でございます。

5点目、推進事業として、推進チームが企画立案した事業につきましては、先ほどと同じような図でございますが、総合計画、これは第3次のみならず、今後の新総合計画も含めましてさまざまな位置づけが必要になってまいります。熊取の創生戦略ということで代表的なものを入れてございますが、さまざまな行政計画がございます。そういった整合性もとりながら、ここで具体化していく推進事業については各種計画への位置づけも整理しながら進めてまいりたいと考えてございます。

最後に、経過でございます。先ほども少し触れましたが、PTの本部につきましては4月20日に設置が終わってございます。また、翌21日以降、推進チーム設置に向けたさまざまな事前調査を始めたところでございます。それを踏まえまして5月13日に推進チームを設置して、今現在この2チームで具体的に検討を開始したところでございますので、よろしく願いいたします。

以上で熊取創生プロジェクトチームについての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）熊取創生プロジェクトチームについてなんですけど、予算のときにも聞かせていただいたかと思うんですけども、今、第4次総合計画とか総合戦略とかそういったものの計画を進め

ていく中で、それと、最後に裏にもそれと整合性を持ってPTがあるという説明がありました。その2つの計画を推進するためのPTやったら、私はそれはそれで必要なPTやと思うんですけども、このPTが町長が所信表明された町長のためのPT、町長の公約実現のためのPTであるならば、それは組織の私物化にならないでしょうか。

議長（重光俊則君） 橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君） 組織の私物化といえば、町長の所信表明、また所信表明のみならず、今後ともさまざまな指示がございますが、それは今後も、議会のほうからもさまざまな場面場面で要望等もあろうかと思えます。その中で、町長が本町のまちづくりにおいて積極的に進めていくべき事項というのを整理いただいて、ご指示があるものというふうにご考えてございます。私物ではなく、本町として何が必要なのか。

また、もともと3月議会で所信表明させていただいた中でも、町内外から英知を結集した施策の企画提言を行う組織として創生プロジェクトチームを立ち上げ、戦略的なまちづくりを推進するという中で、そうした戦略的な事業についてPTで一定議論進めさせていただくものというふうにご考えてございますので、あくまで私物化というふうな認識はございません。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ですので、プロジェクトチームのあり方というところが、私はやっぱり町長が所信表明された事項を実施するためというところがどうしてもひっかかります。ですので、そうではなくて、今言う総合戦略や第4次総合計画を策定するために必要なPTであるならば、それは町にとっては必要なことで、それでこれ、今、町長が言われている所信表明の中身にしかたか、やっぱり具体的には町をよくするために所信表明されていますので、結局、同じ目標に向かってしていくPTやと思うんですけども、そのPTの立ち上げの目的がそっちのほう、町のためという目的ではなくて町長が所信表明した事項を実現するためという方向にPTになってしまえば、ちょっと違うんじゃないか。私物化という言い方はおかしいかもしれませんが、そうじゃないんやと、熊取町のためにPTを立ち上げるんやというところであるならば、最初の趣旨のところの町長が所信表明した事項等、これは要らないと思うんです。こういうのを書く必要があるのかなと、そしたら何のためのPTやということになってくると思うんです、わざわざ書かなくても。

町長は、やっぱり町のために所信表明されたのは当然ですわ。ですので、その中身は町のためなんで、熊取創生のためということであるならばこのPTは生きてくると思うんですけども、町長が所信表明された事項という目的を趣旨の中に書かれることは、ちょっと何か理解できないというか、納得できないです。

議長（重光俊則君） 橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君） 申しわけございません。資料の説明の中でそういう形になってございますが、現在、熊取創生プロジェクトチームは、根本は規則に基づくプロジェクトチームなんですけれども、じゃどういうプロジェクトチームかということでの設置というのを別途、要綱で定めてございます。その設置の趣旨をこちらにきっちり書いておけば議員の皆様の理解に至ったと思えます。ちょっと資料の我々の書き方が申しわけなかったんですけども、設置の第1条でございます。ちょっと読ませていただきます。

本町における戦略的なまちづくりを強力に進め、もってまちの活力やにぎわいの維持、創出を図るため、事務分掌規則に基づくプロジェクトチームを設置するというところで、議員がおっしゃっていただいているこの趣旨だけで資料としてよかったのかもしれないので、申しわけございませんでした。よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） 渡辺議員おっしゃるとおり、町長が所信された事項等というのが明確に目的になっているというのは、今改めて議員のほうからご指摘いただきまして、私自身もちょっと反省も含めて対応したいというふうにご考えております。

ただ、もともとなんですけれども、3月議会初日に当たりまして、町長が就任される前、要は選挙公約として掲げられた事項が約30項目ほどございました。それで、その30項目の中で所信表明当日、町長として所信発表される事項、それをおよそ大体17個ほどに絞らせていただいております。この17個というのは、町長がまずは進めていくべきもの、熊取町の創生戦略、いわゆる町長のおっしゃる創生戦略というのは、10月に策定した総合戦略と合致するものというふうに町長のほうにも確認をとってございます。そんな中で、まずは17個の所信表明を強力に推進していくための要はプロジェクトチームをつくりたいというのが町長の意向でございます。

それに当たりまして、スピーディーに迅速にそれを行うために矢継ぎ早にプロジェクトチームを4月に設置させていただいたわけなんですけれども、ただ、ここの表現はこういった町長が所信表明された事項等というふうになっておりますが、もう課長が申し上げましたとおり、その内容というのは渡辺議員ご指摘のとおり、熊取町の総合戦略、また、まち・ひと・しごと総合戦略、こちらを推進するものというふうにご理解いただけたら結構かと思えます。

ただ、この表現につきましては今後、きょう議会の資料として出ておりますので、訂正等々につきましては検討の余地はあるんですけれども、すみません、そういったことで本日のところはご理解いただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） やっぱこれだけ見たときにはどうしても、住民がこのままこれを見ても、何でやねんと、町長のためにそんなわざわざつくるんかと誤解されがちですので、目的はそうじゃないと思うんで、今、先ほど設置規定に基づいてという説明がありました。だから、それを実現するためのPTというそういうことを、町長の所信表明というのは職員の心の中とか、町長の思いというのはあるかもわからないですが、それをこういった紙面の中で表立って書くのはどうかなというふうに思いますので、その辺検討していただきたいと思えます。

議長（重光俊則君） ほかに質疑はありませんか。佐古議員。

10番（佐古員規君） 推進チームがもう2つもでき上がっていますということで、宿泊施設誘致と。私もそれをいろいろ要望してきた議員の一人ですけれども、この位置づけがようわかれへんです。プロジェクトチームで宿泊施設誘致をすると総合戦略のどこの部分に値するんかとか、その先はどうなるんかとか、そういったことがちょっと見えにくいかなと。だから、こういう流れの中では必ずこれが必要やと、それを推進するためのプロジェクトチームというのであれば何となく理解できるんかなと思うんですけれど、それがまず1点。どういう位置づけであるんか、要は総合戦略が今合致していると言いましたけれども、ほんまに合致しているんかなというのが一つ。

もう一つは、これを熊取町の創生プロジェクトチームで、熊取町の総合戦略ですけれども、これからは広域で考えていくべき事項というのが多々出てくると思うんです。今の宿泊施設にしたってそうです。熊取町が何ぼあがいても場所ははれていますし、それをだから広域で考えられるような、そういった横の連携というのとれるような、そんなことはできないのかなというふうに考えています。その辺についてはいかがでしょう。

議長（重光俊則君） 橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君） 現在、宿泊施設の誘致というのは、創生戦略におきましても交流人口の拡大ということで、観光プロモーションの推進という中で大きな枠がございます。この中での位置づけというふうに考えております。

ただ、さっき議員おっしゃったように、なぜこれをPTでやっているのかというところで、我々は今までさまざまな検討もしてまいりました。やはり職員の知恵のみではなかなか進まない事業というのを担当原課がシティプロモーションがあるからそこで検討しなさいと言っても、なかなかやはり進まない。そこでやはり外部有識者といいますか、こういった枠組みで、もう少しフリーにさまざまな、議会関係者からも含めてご意見がいただけるような、その枠組みで検討したほうがいいのではないかとというふうな部分も含めまして、こういったチームを設置してございます。

です。チームが今現在2チームですけれども、先ほど言いました事業原課が既に決まっておいて、例えばそこが具体的に検討を進めている内容におきましてはあくまでPTの枠組みではなく事業原課が責任を持って進めてまいります。一定なかなか我々職員のみでは知恵が、これ以上いいアイデアが回らない部分につきましてこういった枠組みでやっていければということで、まずは2チームを設置したようなところでございます。

また、広域のあり方につきましても、本町におきまして、隣の泉佐野市に目を向けましたら宿泊施設も当然でございます。ただ、その稼働状況もございまして、一定やはり本町においても今現在宿泊施設がゼロという状況、また、駅前におきましてにぎわいづくりの一助にもなるかと思っておりますので、まずは本町にそれが誘致できないのか、まず課題整理、それを踏まえて事業立案できればということでの推進チームというふうに考えてございますので、よろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）僕にとっては、これは結構いい提案をしてくださっているなというふうに思っています。ですから、ぜひどんどん推進していただきたいというのはもう言わなくてもわかるかなと思うんですけれども、その中で、今言われたみたいに、広域というのはこれから絶対にかかってくるんかとか、その辺の整理をしっかりやったりやっついていかないと、ただ単に観光やと言ってやったところで、つくったわ人はけえへんわ、じゃ何のためにつくっているのかというのわからないですから、そういったのも含めて外部有識者を入れるということも、これもぜひやろうとしているので、その辺しっかりと検討して、また、こういった内容も議員が中に入って討論できるような場所というのが設けられるのであれば、ぜひそういった機会ということも設けていただけたら大変ありがたいと思います。

以上です。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）ご提案ありがとうございます。

かねてから佐古議員、それから先般の3月議会では矢野議員から宿泊施設の誘致、民泊等々についてはご意見、ご提案いただいているところでございますが、本当に今回、プロジェクトチームをするに当たりまして、課長も申しましたとおり、町職員だけではなかなか進めないところ、それをしっかりとプロジェクトチームという枠を使って、事業部局であったりとか、また専門家を入れてこれから強力に前進させていきたいというふうに考えておるんです。当然、議会議員への情報提供というのは、我々プロジェクトチームにおきましても本部に提供するとともに適宜適切に行ってまいりますというふうに考えております。

またあわせて、我々、有識者の中に町議会議員という想定は今現在時点で持っていなかったというのが正直なところなんです。改めて、きょうそういったご意見をいただきましたので、それもプロジェクトチーム、私、チームリーダー長を授かっておりますので、またひよっとしましたら指名させていただきます。その際にはご参画いただくということも十分あり得るかなと思いますので、その節はひとつご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）ちょっと質問させてもらいます。

先ほど、渡辺議員が町長の私物化だというような表現で、私もそういうことを言いたかったんやなど、なるほどと思って聞いていたわけですが、総合計画にのっとってやるんだということでは、ある一定理解を示したところでは。

総合計画の中でもプロジェクトチームを立てるんやったら、宿泊施設だとか永楽浄水場をどう利用するかとか、そういったものよりももっと何かすごいものがふさわしいのではないかなというのを実際思うんですが、具体的に今考えなあかんテーマとして、課題としてこの2カ所が上がって

いるんやなということで、一応受けとめたいなと思って聞いているところです。

それと、具体的に助言いただく専門家の方に来ていただくということですが、今聞いた話では、チームの中に外部の有識者の方が来てどっぷり入ってやるというよりは、必要なときに呼んで、来てもらうというふうに説明があったと思うんです。それで、必要なときの選ぶ基準、それと今ある体制とか費用だとか、ただでは来てもらえませんよね、こういったものというのは、規則、要綱、どんなものに基づいてお呼びするのか、その辺ちょっとご説明をお願いします。

議長（重光俊則君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）私、先ほど説明の中で外部有識者のかかわり方、一つの想定としてそういうこともあり得ると。コーディネーターじゃないですけども、1人の方が常に最初から最後までというよりは、ある一定の事業の課題整理のため、その解決方法を探る、その分野での例えば専門家にその場面でいただきたい意見というのもあるかと思ひまして、そういった形でさまざまな場面でそれぞれその分野の方々から意見を聞けるような場面での外部有識者のあり方もあり得るというような想定でお話しさせていただいたところです。

今、推進チームを立ち上げて、今後、先ほど言いました宿泊施設の誘致であれば、さまざまな課題も今までございましたからなかなか進出もなかった部分もあります。そういった中で、まずは今その整理をしているところがございますので、その中でどういった有識者をどういう形で参画いただくかというのは、それぞれのチームの中において、必要な意見を何を聞かないといけないのかというところをまず整理する必要があるかと思ひます。

そういった中で、必ずこういう基準じゃないと呼べないというような枠組みでは考えてございません。先ほども言いました有識者というのはさまざまあります。民間のそういった事業を行っているいわゆるディベロッパー的な方も専門家でしょうし、PPPをするに当たっては、例えばそれも民間でやっていますから民間のお知恵を拝借するのがありますが、国であったり大阪府であったり、そういった大きな広域団体においてそれを専門として知識を持っている方々もいらっしゃいます。そういった方から意見を聞く場面というのも必要かと思ひますし、また、そういった方から、我々では最終的に例えば民間の方の専門家、誰がいいのかというのはなかなかわからない部分がございます。そうなってくると、例えば先ほど言いました国の地方創生コンシェルジュであったり府のそういった分野の事業を担当されている職員において、そのネットワークを活用した有識者、民間も含めて誰か参考になる方はいらっしゃらないか、そういったネットワークも活用しながら専門家からのご意見を頂戴するというふうに考えているところです。

何度も申し上げてちょっと歯切れが悪いところがあるのは、今現在議論が進んでいる中で、有識者を誰に聞くかというのは今現在検討中といひますか、整理中ということも含めまして、こういったさまざまなやり方、想定をしているというご説明とさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）ちょっと補足といひますか、課長がいろいろと、歯切れが悪いという表現をさせてもらったんですけども、イメージとしましたら、基本的には大原則としてフットワークの軽さというのをまず第一義に我々は考えてございます。したがって、従来型の会議体というような、そういったイメージではまずないというようなことをご理解いただけたらと思ひます。

本当にプロジェクトチームですので、シティプロモーション推進課が課長以下4人いてるんですけども、その4人がいつも会議形式で、そこに報償費を払って専門家に来てもらって、それで形式的な会議ありますね。そういったものではなくて、イメージとしては、本当に極端な話、お金のかからない方法というのを考えております。電話で済めるものなら電話で聞いて回答いただく、また、気軽に来ていただけるような方がいらっしゃればそういった方に来ていただくというような、それでお金が必要な方は、6月議会のほうで予算計上を計画してございますので、報償費を払って来ていただくという場合も当然あるかと思ひますが、まずはイメージとしては、そういった会議

体ではないと。迅速にプロジェクトチームですので進めていくという、そういった視点で考えていただいたらご理解していただきやすいかなと思います。

以上でございます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）一定わかりました。そういったことで、もし必要な経費が発生したときには補正予算で出るということですね。それと、選ぶ基準についても担当チームのほうで必要なときに必要に応じてということですね。

1 ページの設置根拠のところ別途設置要綱を制定するという、これはこれから設置するということですか。

議長（重光俊則君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）先ほど、4月20日付で本部を設置してございますので、4月20日付で要綱は設置しております。

あわせて、設置要綱を後日皆さんのトレーのほうに改めて入れさせていただきます。申しわけございません。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）まず、今、本部で持っているプロジェクトですか、今現在動いているプロジェクトは全部で何が何個あるのかということと、推進チーム1の宿泊施設の誘致ということで、これはイメージとしてはホテルなのか、さっき佐古議員がおっしゃられた民泊のほうで進めているのかということがわからないのと、次、推進チーム2、永楽浄水場を活用してということで、これは具体的に何をやるのかというのがわからないので、教えてください。

議長（重光俊則君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）まず、本部が持っている所掌ですけれども、基本的にはまずは町長が所信表明で整理された事項がございます。その中でマニフェストから17項目を抜いてございますので、この17項目がまず本部のほうで所管しているところです。

ただ、先ほども申し上げた、もうこの中では各事業原課が直接進めていける事業等もございますので、そういった部分につきましても事業原課が進めているところ、まず優先的にチームを設置したのがこの2チームであるというところでございます。

宿泊施設の誘致におきましては、基本的にはホテルの誘致をベースに進めているというところでございます。

また、永楽浄水場の活用につきましては、休止して1年ちょっとぐらいになってございますけれども、基本的に何に使うか、何に使えるかの今検討を始めたところです。ただ、ダムからの水が当然浄水場ですからありますので、そういった既存の施設を単に潰してしまえばそれまでですけれども、一定まだ使える施設、設備もございますので、それを有効的に活用できる手だての今検討を始めるというところで、何に使うかというのはこれから答えが出てくるものかと思っております。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）まず、ホテルベースで考えているようではございますけれども、結局、熊取町にホテルが要るのかどうかということ、来年できるわけじゃないですし、結局5年、10年先に熊取町にホテルが要るのかというゴールですよ。それがあってホテルで進んでいるのかということと、次、チーム2のほうの何で永楽浄水場を選んだのか。いろいろ公有財産、今使っていない希望が丘のところに大きい倉庫みたいな……

（発言する者あり）

5番（坂上昌史君）そうです。あそこも倉庫に使っているのに、そこも議論に入らないのかというところがあるんですけれども、何で浄水場を選んだのか、教えてください。

議長（重光俊則君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）まず、後段のほかの公有財産、さまざまな施設がございます。当然今、さ



さまざまな施設が稼働している中で、体育館であったり煉瓦館であったり、そういったところは既にかんりのにぎわいを見ているところです。また、今、議員がおっしゃったさまざまな遊休財産的部分もございます。ただ、一定コミプラの跡地につきましても全く動きがないわけではなく、それぞれ事業原課が話を進めているような内容もございます。

永楽浄水場につきましては、基本的にはもう役目は終わっておりますので、最終的には単に潰して、借地でもありますので一旦更地にして戻すというような部分もございますけれども、その前に一定何か、せつかく今の設備をもう少し使えるのであれば、それを活用できないかというところで永楽浄水場をまずは選ばせていただいているところでございます。

ホテルにつきましては、今現在、大阪におきましても非常にホテルの稼働率が高くなってございます。本町におきましても、宿泊施設が最後になくなってから数年たつわけですけれども、やはり一つの駅前のにぎわいづくりの一助となるべきものだと思います。何年後にできる云々というのは課題整理の中で早急に見出しでいかないといけない部分でしょうし、当然、最終的に需要がないのであれば、そういった部分で手を上げるような民間も最終はないのかなという部分もございます。ただ、そういった部分を我々これから推進チームにおいて一から整理する部分もあろうかと思しますので、先ほど議員がおっしゃっていただいた部分も視野に議論は進んでいくものと考えてございます。よろしくお願ひいたします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）2点目の宿泊施設のゴール等々のお話が出たわけなんですけれども、目的といたしますのは、町の目的自身は基本的には今現時点は、佐古議員も矢野議員等もご提案いただいております、まずは泉州地域、関空を生かしたインバウンドの取り込み、それから、もちろん国内、ひまわりドーム等々で来られる多くの全国からの来訪客、これについての要は交流人口の増加から地域活性化という、これが大きな2つの目的でございます。

当然、それを駅前等々でホテルを誘致することによりまして駅前の活性化、ひいては町全体の地域活性化につながるというのが最大の目的になるわけなんですけれども、それを検討していく上で空き土地問題であったりとか、果たして民間業者がなりわい、業として成り立つのかどうか、そのあたりはこれからプロジェクトチームの中でしっかりと検討していくことになるんですが、もし仮にそれらの点がクリアできますれば、しかるべきタイミングで議会議員の皆様へのご説明、ご理解をいただくという手続は当然踏んでまいります。その点をご理解いただけたらというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ちょっと質問と意見になるかと思うんですが、前提は、冒頭、一番口火を切っただけの渡辺議員と同じ気持ちです。その答弁を、しゃあないなというような感じを前提で今までの話をしたいんですが、ここに文面ではまだ書かれているから、所信表明された事項等という中で、答弁の中で、選挙マニフェスト的なものが30あった中で、町長就任以降17に絞りました。その中で、それは総合計画等と符合するし、原課で既に動いているものがあるし、17の中で2つについてはプロジェクトチームをつくりました。そしたら、そのほかのものは例えば原課で動いているものと、取捨選択する中で今はまだ時期尚早みたいな形で、どこも熊取町としては動きはしていないけれども問題意識としては30から引いて17は出ていますよと、こういうまず理解でいいんでしょうか。うなずいてはりますからそういうことですか。

議長（重光俊則君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘和彦君）おおむねご理解としてはそれで問題ないかと思います。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）今、るるいろいろ各議員から話が出ています。プロジェクトチームの1と2が動いています。こういう形をします、動いていますという話は、創生プロジェクトチームの設置が4月20日に終わって、21日に事前調査を開始して5月13日、推進チームを設置しました。今までの流れ

もこうやって文面で報告をしていただいているんですけども、きょう2件目の案件だけでこれだけ時間がかかっているという話は、やはりもう少し丁寧に、これは3月議会の中でそれぞれの会派質問なり一般質問の中でもありまして、どうマニフェストを実現していくんやというような形と、予算との絡みの中でのいろいろ話があったと思うんですよ。

財源は、町長が報酬カットと1期目の4年間の退職手当を取りませんと、減額しますと、そういうふうな今までできなかったような形を、こういうプロジェクトチームなりを誕生させてやっていく財源にもしていくんだというようなことだと思うんです。ですから、有識者に係るお金の問題とかいうようなことは、例えば我々議員に対しては補正予算というような形の中で、それをこういうところに使いますから判断してくださいというようなところで、それやったらそれでオーケーやというような形で流れてくるとはいうふうに思うんですけども、しかし、町長が就任をされて、議会との関係について非常に思い、私は大歓迎をしたんですが、丁寧に丁寧に議会議員の皆さん方とは話を進めていきますと、これが藤原町政の基本やという形で私は受け取ったわけなんですよ。

しかし、今きょうの議員全員協議会の時点に出てきた、これは皆さん方にとったら3月議会が終わって新年度になって、ここまで一生懸命汗をかいて議論も進めながら30を17に絞って、その中の2つをプロジェクトチームとしてスタートさせて、プロジェクトチームの設置に向けたそういうふうなものもつくって、設置要綱もつくってやっていますということのきょうお披露目なんですけれども、やはり情報提供であるとかこういう形で進んでいますということについての説明が、きょういつとにし過ぎているんじゃないかなと。

文面一つそうですよ。やっぱりここにひっかかったら、もうこんな話をでけへんなどというようにきょう実はなっていたかもわかれへん。そういうふうなことからすると、今後も含めてこういうペースで、こういう形でまとまりましたからわかってくださいと、議会の前の議員全員協議会の定例的な状況の中でこういう形で出てくると、非常にプロジェクトチームというのは原課の中でそれぞれの予算の絡みだとか通常の業務をしながらやっていく中では、もう少し幅も広げて横断的な部局の組織のこともなるし、外部の意見も聞かなあかんし、だからプロジェクトチームなんでしょう。そういうことであれば我々議会も、これは外部どころか、先ほど言いましたように、それに伴う補正予算を、これにはこういう執行をしてよろしいでしょうかということについて、我々は住民の代表としてそれを判断する材料も欲しいんです。一緒に時間を流れて、皆さん方が汗をかいているものをせっかく我々も同時期にこういう形でおるんだから、もっと丁寧に説明していただければ、また今後もそういうことをしなければ、なかなか緊急課題のプロジェクトチームということの実が上がらない、せっかく汗をかいても何か行政の皆さん方のひとりよがりになりかねない、こういう危惧を持っているんです。

ちょっと長く言いましたけれど、今までの話の中で何かご答弁があれば、まとめる意味でお願いします。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）ありがとうございます。金言として受けとめさせていただきたいと思います。

今後も、非常に藤原町政の船出のときでございますので、特に皆様方のご協力なしでは一歩たりとも進みませんので、そういった意味では丁寧に情報提供等にはこういった議員全員協議会等を通じて努めさせていただきたいと思います。全般を通じて闊達なご議論とご提言をいただいたことに、改めて感謝申し上げたいと思います。住民の負託を受けて町政を今回、藤原町長が進めていくことになりまして、このご意見も皆様方のご期待の裏返しということで、重ねて重く受けとめたいと思います。

ただ、1点だけ、お話の中でちょっと私物というふうな表現等もございましたけれど、これは我々の資料の出し方等の不手際等がありまして、あくまでも所信表明したことは、すなわち運営方針と同様、住民のためのまちづくりそのものでございまして、それを進めていくことが住民本位のまちづくりにつながるということで、もとよりそう理解しておりますので、そのあたり、重ねてご

理解をいただきたいと思います。

それと、PTの出し方でも、これはもう既に議論いただきました。どうしても推進チーム1、2のほうに目がいきがちですけれども、やはりマニフェストで出した件あるいはそのうち所信表明として出したことは、1ページの表にございますように、例えば町長のマニフェストの中でも防犯カメラであったりひまわりバスであったりと、そういったきめ細かい運行とか、こういった分はもう既に原課のほうで着手しておりますので、推進チーム1、2は、今まで議論が余りなされてなくて、手がかりと足がかり等がなかったんで、そういった意味で新規にこういった推進チームを立ち上げたという既にご理解をいただいているところがございます。この中でも皆様から大所高所から意見等を引き続きいただきたいと思いますので、その点よろしくお願ひ申し上げます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）部長にまとめていただきましたけれども、やはり皆さん方のこの1カ月間の努力というのを無にしたいくないですよ。いろんな議論があったと思います。しかし、ぱっときょうこういう場に出てきて、30を17に絞ってひまわりバスやそういう、だからそれもわかっています。原課でやってもう案に出ているし、そういうのはてきぱきやっていただいたらいいんだけど、ホテルと公有財産という2つだけが今出てきていて、なかなか各議員の皆さん方から出たとおり、相手のあることやし、2番目については何か具体的なことがまだ話せないような状況みたいやし、なぜここに至ったんかというようなことが我々はわからない中で、なぜ優先順位で今ここにこういうものを出してきているんだということがよくわからない部分があるんです。ですから、皆さん方の内部でそういうご苦勞をさせていただいて、内部の中で議論した結果で1つ目、2つ目ですよということが必要なんです。それをぜひお願ひをしたいと思います。

皆さん方がプロジェクトチームを立ち上げてまでもやっていくということは、これは非常に、町の運営というのは皆さん税金でやって公務で働いているわけやから、やはり説明責任が要りますよ。我々もそれを住民代表として住民の皆さん方に、こういう場でこれをオーケーしました、こういう形でやっていくんですよという説明を、我々の口からも当然質問も受け、やるわけなんです。ですからもう少し丁寧に、4月20日にこういう設置をするんやったら、それに向けての議論をしまして、こういう経過の中でこういう形で出しますとか、あるいはチームを1つ2つまず立ち上げますとか、そういったことも含めてもう少し議会も、口を出せるようにということよりも一緒に参画して、熊取町のためにいいことであればやるんですよ。それぞれの意見は我々はまた皆さん方とは違う立場で言えるわけですから、そういうことも、我々も皆さん方を信用してやる面と、皆さん方もそういういい意見については取り入れるという度量、お互いにこれを持ちながら切磋琢磨して両輪でやるというのがルールだと思っていますので、ぜひともそういうふうにお願ひをしたいと思います。そういう意味合いでよろしくお願ひします。

ですから、出し方をもう少し議会とちゃんとやっていきましょうよ。よろしくお願ひいたします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）文野議員からいただいたご意見でございますけれども、本当に4月20日、こちらは3月議会で町長は即これを立ち上げて、スピーディーに要は総合計画、総合戦略を進めていきたいんだという思いでございました。それで、我々のほうは当然それが必要だという判断のもと、例えばきょうというのが3月議会後初の議会になるわけですが、きょうの議会の説明の後、設置という方法も当然考えました。こんなのを立ち上げさせていただきます、それで立ち上げましょうということになりますと、やはり要は2カ月おくれのスタートというところも、これも十分どちらがいいのかというのは諮らせていただいたところで前者をとらせていただいたわけなんです。ただ、文野議員がおっしゃったことはもっともでございます。ただ、こういった正式な場で諮らずとも、ちょっと皆さんに集まらせていただいご説明という方法もあったのかなということで、そこは反省でございます。

今後はそういったところも踏まえて、もしこのような大きなことを決定する場合は、もし直近の

議会がもうちょっと先とかいうことでありますれば、そういった形で皆さんにお集まりしていただくなり、また正副議長、両委員長にお集まりいただくなどして対応して提供して、今後も議会と行政が両輪となっていくというそういった体制を構築してまいりたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）スピーディーに進めていきたいというふうにおっしゃっていただいたんですけど、私が思いますのに、1も2もスピーディーに進めていくような課題なのかなというふうな感じが思います。それは、宿泊施設誘致というのはあるかと思いますが、やはり熊取町の活性化、そして交流人口がふえて必要だというときに、どういうものをつくったらいいのかということで誘致するのがあれやと思うんです。

前にありました駅前のホテルも、昔は泉佐野市の工事などがすごく多いときには工事現場の方とかいろいろたくさんお泊まりになっていらっしゃって、本当に行って空き部屋をとろうと思ってもないぐらいのような状況だったんです。ところが、だんだんと減ってきて今は学生寮になってしまったという、そういう状況があるんで、まず先にどういうふうにしたら体育館を四六時中活用できると言うたらおかしいですけど、いろんなところから来てくださる人がいるような体育館にするとか、そういうふうなことのほうが先であって、それから後にこういう誘致問題というのは持つてくるべきではないのか。確かに欲しいのはわかるんですよ、ないということで。でも、まずその辺をきちっと、こういうふうになりましたということがないと、なかなかホテル業者とかそういう方にお話ししていても難しいというふうな感じを思っています。

それでまた、公有財産を活用した地域活性化というのも、これも各課でいろいろと考えていただいて、こういうふうな案はどうでしょうかというふうなときにプロジェクトチームを立てていただけたというのが、まだよくわかりませんが、プロジェクトチームを立ててやりますというのではちょっと何かすとんと落ちないんです。その辺についてどうでしょうか。

議長（重光俊則君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）今の議員のお言葉の中に、例で体育館が出てまいりました。私も先ほど説明の中で、体育館であったり煉瓦館であったり非常に今有効的に、またさまざまな集客が進んでいる施設がございます。体育館につきましても、指定管理を入れて非常に利用者数もかなりの規模を誇ってございます。そういった各施設の部分につきましては既に施設を管理している所管課がございますから、そこが誘客であったり利活用というのは当然図っていくところかと思えます。

まず、先ほどのホテルにつきましても、そういった中で確かに日本人の利用ということで、これまで利用者がどんどん減ってきたからこそ、当然宿泊施設がなくなったというのは我々も重々承知してございます。

ただ、現状、先ほども言いましたいわゆるインバウンドの中で非常に今ホテルの稼働率が上がってきている中で、泉佐野市においても宿泊施設が既に足りなくなっているというような状況もございますので、一定、インバウンドがいつまで続くという見通しも必要かと思えますけれども、そういった部分が今までと違う要素という中では、新たなホテル誘致につながる部分が現時点であればまだ検討に値するのではないかと、これが先ほど言いましたいつまで続くかということも含めまして、3年後、4年後議論しておると、当然ホテルもあしたあさってに建つわけでもございませんので、この時点で一定の方向性をまず出すべきではないかという部分を含めて、ホテル誘致のほうはあるのかなというところ。

それで、公有財産につきましても、先ほど各施設においてさまざまなアイデアを出して誘客、施設の有効利用というのを図っている中で、一旦休止してしまった永楽浄水場、実は我々関係部課が寄って、一度内部でもいろいろ議論を進めさせてもらったところがあるんですが、正直、我々職員のアイデアでは一定限界がどうしてもあったと。やはり最終的に有効活用をしようと思えばどういう形でお金を生んでいくのかといったところがございましたが、そこを改めて外部有識者のお知恵

をいただきながら、民間活力をうまく利用して、あれを一旦有効活用できないかというところでの議論もあったというところでご理解いただければと思ってございます。よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）ちょっと時間を置いて考えたんですけれども、永楽浄水場の件がどうしても腑に落ちないんですね、何で永楽浄水場になったのかというのが。出せる資料で結構なんで、今まで1カ月弱プロジェクト推進チームで話した経過がわかるようなものがあれば提出してほしいなと思います。この浄水場を使って何かしますと言われても、やっぱり何でここ選んだんやろうとか、どうしようと思っているのかとか、いきなり浄水場を使って何かしようぜとなるには僕としては考えづらいので、出せる資料で結構ですのでいただければ。

議長（重光俊則君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）推進チームはできてからまだ1週間程度ですので、申しわけございませんが、先ほどの我々関係課長が寄って議論した内容というのは一定まとめてございます。昨年までの取り組みではございますが、一定、我々内部での議論では難しいなという結論に至った内容があるんですけれども、そういった資料はご提出させていただきます。

推進チームのほうは、これから本当に今具体的に動き始めたところですので、先ほど文野議員からもございました議会への丁寧な説明という中でさまざまな情報提供をさせていただきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）僕も、皆さんほかの議員の方とお話しされている内容が大体同じかなと思っているんですけれども、ホテルの誘致に関しても、余りにも視点が短期的過ぎるというか、たくさんホテルが足りないというのはほかの自治体もみんな知っているわけで、特に泉佐野市なんかは非常に大きな力を入れてホテルを建てようとしている。そんな中で一斉に今みんながホテルを建てている中で、熊取町じゃないといけない理由というのが求められると思うんです。先ほどの中でもホテルの誘致に関して交流人口の拡大というのもあったんですけれども、交流人口の拡大イコールそれがホテルの誘致につながるかということも、まだはっきりとやっぱり見えにくい。

例えば今、ゆめの森公園なんかでも、敷地的には難しいかもわからないですけど、例えばログハウスとかそういう日本人も楽しめて、かつ外国人の方も日本で自然体験をしていただけるような環境をつくったりとか、いろいろまだまだ案はあるんじゃないのかなと思う中で、すぐにホテルにいつてしまうというのが余りにも短期的な視点というか、これ、つくったはいいけれど稼働しないまま建物だけ残ってしまうということも考えられるのかなと思うんで、もうちょっとこういった推進チームを立ち上げる前に、先ほど文野議員がおっしゃったと思うんですけれども、やっぱり熊取町を活性化させたい、まちをきちっとした形で何年も続けられる魅力あるまちにしていきたいという思いは皆さんと同じような形で我々議員も思っていますので、その辺はもっともってお互いで意見を出し合えるような場をもうちょっとつくっていただけたらなというふうに思っています。よろしく願いします。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。佐古議員。

10番（佐古員規君）私も、仕事をしている間、プロジェクトチームに入っていたことがあるんです。これ、今チーム員がいますけれども、どれだけの時間をこれに割けるのかということと、恐らく予算はないんであろうけれど、これに対する予算取りというのはどんなものなのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

議長（重光俊則君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）どれだけ時間を割けるかというのは我々の腕にかかっている部分があるかと思います。先ほど明松理事からもございましたフットワークの軽さというところで、いわゆる本当に書類を調べて会議体で臨むわけではなく、リーダー率先のもと、少ないメンバー、また関係部局にもそれぞれ専門がありますので、そういったところではご意見、アドバイスをいただきながら

らですけれども、できるだけ小さなチームといいますか、フットワークの軽いチームで臨んでいきたいというふうに考えてございます。

予算につきましては、すみません、6月補正の肉づけの中でPTに係る予算を計上させていただいております。先ほど理事からもありました、我々、お金のかからない範囲でさまざまな専門家から意見をいただこうと思っておりますが、一定、報償費であったり視察する旅費、また専門家に来てもらわないといけないときの費用弁償であったりとか、そういったところを予算計上させていただいております。そのあたり、また予算のほうでもご審議いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）今、予算はわかりましたけれども、時間を割けるかというのをお聞きした理由というのが、今、往々にして片手間でやっているのではなかなかこれに集中できないんじゃないかなというのがあって、以前、シティプロモーションの立ち上げを提案したときというのも、流山市の例でいきましたら、それに特化した部署ということでやられたんです。だから向こうのシティプロモーション推進課というのはもうどんどんそこに絞ってやっていったんです。

いかんせん人数の少ない熊取町ですので、専門的な人間というのはなかなか難しいでしょうけれども、できる限り普通の仕事ではない、それに特化したものでない限りは、プロジェクトチームは何か絵に描いた餅になりそうな気がするんで、ぜひその辺、時間もうまく配分できるような工夫をしていただきたいなと思います。

これは希望というか要望なんですけれども、そもそも多分、発端は町長の所信表明の中からのものであろうから、今後、熊取町は、例えば10年後、20年後、30年後にこのプロジェクトチームでやったこと、これがやってよかったなと思えるような事業になるんかどうか、その辺もしっかり見据えていただきたいなと思います。だから、よそのまねをするのではなくて、熊取流をぜひとも何か研究して、やっていただきたいというふうに思います。これは要望でございます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）しつこいですが、今も皆さんの意見を聞いていて、やっぱりもう一回言わせてもらいたいんです。ほんまに町長の所信表明に固執しないでほしい。それだけです、本当に。視野が狭くなってしまう。今言うプロジェクトチームが町長の公約の30のうちの17、そこだけにポイントがいったら視野が狭くなります。本当に地方創生、熊取創生という大きな目を見たときに、先ほども永楽ゆめの森にログハウスとかいう、もっと展開してもらわな、ホテルだけに固執してしまいます、宿泊施設。それは町長の所信表明だけにスポットが当たってしまったプロジェクトチームになってくるので、目的は熊取創生なので、やっぱりそういう目でホテルが必要なのかというところからも議論せなあかんと思うんです。

それも、町のトップ、副町長が本部長ですよ。だから、町の本当に企画部長や総務部長、そういったコックピットというか重立った人がこのプロジェクトチームのメインメンバーになって、本当にすばらしい方たちがチームリーダーになって、そっちのほうに焦点が当たってしまったときに、総合計画や総合戦略はどこへいってしまうのと、そっちの焦点がずれてしまうんじゃないかなと。

私自身も、今の皆さんの意見も聞いていて、やっぱりちょっとこのプロジェクトチームは賛成できないなと思いましたので、もう少し視野を広げて固執しないで、プロジェクトチームをつくるんでしたら職員のこれからの若いメンバー、今の言うチームリーダーは誰か知りませんが、若い人のほうが若い意見を持っています。だから、そういう人たちがそういったチームの中で立案していくんやったら、前も職員の提案事業でひまわりバスの観光事業を推進しましたよね。そういう形のもので、そういう声を聞いてまちづくりの活性化に向けて取り組んでいくんだったらいいですが、もう焦点が所信表明だけに向いてしまったら町が収縮化してしまうと思いますので、その辺もうちょっと考えていただきたいと思います。

議長（重光俊則君）副町長 中尾清彦君。

副町長（中尾清彦君）余り若い若いと連呼されるとちょっと居づらいんですけども、本部のほうは3名で、それこそ50代でちょっとご期待に沿えないんです。PTの推進チームのほうは、今1、2とありますけれども、これ以外にも当然今後出てこようかと思えます。そこの中のメンバーには、チームリーダーは別として、若いメンバーが入ってくるという可能性を含んでおりますので、ご期待いただきたいと思えます。

それと、視野が狭いというご発言とか私物化というご発言、ちょっと過激な発言があったんですけども、これは、町長が所信表明された事項等と、これを読めばそういうふうに入ってくるんですけども、大小関係で言えば、町長が所信表明された事項というのは熊取創生プロジェクトチームを設置するというのも入っておりますので、その中には当然、本町におけるまちづくりを強力に進めて、活力、にぎわいを維持創出することにつながりますので、どっちが先か後ろかわかりませんが、そういう読み方も一定できるのではないかなというふうに思います。

それと、どっちの方向へ向いていくかわかれへんという話があったんですけども、やはり推進チームのほうでつくったものについては、熊取創生戦略のスクリーンであるとか第4次総合計画、今第3次ですけども、第4次総合計画の中に当然位置づけていきつつ、地方創生の交付金も得ていくということが目的の一つでもありますので、全然ばらばらでこのチームで検討したことが走っていくということではございません。それぞれの各計画の中には位置づけるという視点でこれを進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。河合議員。

4番（河合弘樹君）質問じゃないんですけど、提案なんです。永楽浄水場跡についてなんですけれど、永楽ダムの水を利用して、そこに焼却場をつくって、その熱で温泉場をつくったり温水プールをつくったり、そういうのをつくったらどうかなと思うんです。

今、よくまちの人に熊取は温泉がないと言われます、何とかの湯とか。温水プールももっとあったほうがいいのか、そういうのをよく耳にするんですけど、そういうのができたらいいん違うんかなと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（重光俊則君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）チーム員として今の立場でお聞きして、それはまたチーム長のほうに報告して、一つのご提案として検討課題の内容とさせていただきます。ありがとうございます。

現時点で、すみません、我々も今のご意見に対しての答えを持っているわけではございませんので、ご提案として検討の一つとさせていただきます。ありがとうございます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

今、本件について非常に長時間の議論がありましたけれども、熊取創生というのは非常に重要なプロジェクトというのは議員自体全員が自覚していることなんです。その中で、渡辺議員等が指摘されたような事項、これは非常に重要なんです。なぜこうなったかといいますと、どういう項目に重点を置いてやっていくかというのがこの2チームの中に絞られたという感がするわけです。そうじゃなくて、鯉谷議員もほかの議員も言われていますが、熊取町で何をせなあかんのか、そこが一番重要なんです。

何を選定したのか、じゃ、なぜこの2項目が出てきたか、そこをやって初めて熊取町が地方創生に向けて何をやるかとしているのかというのがわかってくるわけで、総合戦略策定、それから熊取創生プロジェクトをやっていくに当たっては、町長がかわられて、町長自身が熊取町をどうするか、どのように向けていくかをもうちょっと明確に示していただく中で、今の町長はいろんな意見を聞いてやっていこうというのがあるから、それは非常にいいことだと思うんですけども、やはり議員全体が、熊取町が簡単な施策で簡単に業績が上がるようなことはないみんな自覚していて、非常に大変なことをやろうとしている。それは、今まであるメンバーだけではあかんで、いろんな地域でいろんなフレキシブルな意見を聞いて、枠のないディスカッションをしながらやっていく中で

初めて生まれるような項目もある。

それと、町長が30項目と言われて17項目に絞って、その中で実現するのを絞って、なぜそれをせなあかんのかを住民に理解してもらうということは、議員に理解してもらうことよりもっと重要で、そういうステップがちょっと抜けているんですよ。1月になられたばかりで、早くその方向性を示したいということで衆智を集められていることはよくわかりますけれども、6月補正で予算が出てくるということですが、それはもう決まった事項、決まった枠組みじゃなくて、もっと、いろんな議員が発言しましたけれども、これは本当に真摯に受けとめてもらって、熊取創生プロジェクトは非常に大変な仕事であるということを肝に銘じて検討していただきたいと思います。

これは、幾らあってもきょうはこのままでは議論は終わらないと思いますので、次の項目にいきたいと思います。

以上で一応質疑を終わりました、熊取創生プロジェクトチームについての件を終了いたします。

次に、案件3、本町における住民意見の聴取方法についての件を説明願います。巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君） それでは、私のほうから説明させていただきます。

本町における住民意見の聴取方法についてでございます。

まず、1つ目といたしまして、住民意見聴取に関する取り組み経過と今後の運用方針ということについてでございます。

本町では、広く住民の意見を聴取することを目的としまして平成18年度からパブリックコメント制度や各種審議会委員の公募による委員就任の取り組みを実施してきましたが、実際のパブリックコメント制度の運用面におきましては、必ずしも本来の目的が達成されているとは言えず、一部におきまして特定の住民の方の意見表明の場となっております。こうしたことから、運用を見直しまして、真の意味で住民の意見を聴取することを目的としまして平成26年8月からパブリックモニター制度を試行的に実施してきたところでございます。

2ページをごらんいただけますでしょうか。

参考としまして、パブリックコメント制度とパブリックモニター制度の運用実績を記載させていただいております。

パブリックコメントにつきましては、平成18年度から平成25年度までの実績としまして、26案件中15案件で意見がございまして、11案件で意見を頂戴したところでございます。延べ意見者数34人、1案件につき1.3人、意見件数114件、1案件につき4.4件となっております。

次に、右手のほう、パブリックモニターの試行実施でございますが、平成26年8月から平成28年3月までの1年8カ月の期間におきまして、5つの計画について意見聴取させていただきまして、全ての案件で意見を頂戴したところでございます。延べで意見者数140人、1案件につき約28人、意見件数340件、1案件につき約68件となっており、内訳は中段のところの意見聴取の表に記載させていただいております。

また、意見聴取だけではなく、3件のアンケートにつきましては延べ129人から回答があり、71%の回答率となっており、また各種審議会等への委員就任につきましては、8つの委員会等に14人の方にご就任いただくなど、一定の実績があったものと考えております。

1ページのほうにお戻りください。

これらの結果を踏まえまして、パブリックモニター制度につきましてはパブリックコメント制度と比べましても多くのご意見を得られ、また意見者も偏らないというメリットがございましたが、一方で、一時期に4つの計画策定が重なるなどモニターの登録者に過度の負担がかかったと、そういったデメリットもございました。また、町議会の中からは、住民全員が意見を提出する機会を設けられるようパブリックコメント実施の必要についても提言いただいております。

こうした経過を踏まえまして、平成28年度、今年度からはパブリックコメント及びパブリックモニター制度を並行して進めることと考えております。基本的な運用としましては、パブリックコメ



ント制度を軸に、それを補完する制度としましてパブリックモニター制度を位置づけております。

次に、2つ目の具体的な今後の運用方法としまして、パブリックコメント制度は、原則としまして従来どおり町の各種計画案や方針案等に対する意見及び提案を求めていくものとします。パブリックモニター制度につきましては、原則としまして簡易なアンケートへの回答や各種審議会等への委員就任をモニター登録者の職務として実施していくものとします。

その下の枠囲いのところに参考としまして、パブリックモニターの試行実施したときのモニター登録者の職務を記載させていただいております。その中の①につきましては今後はパブリックコメント制度で実施していき、②、③のところにつきましてはパブリックモニター制度の職務として実施していくものでございます。

最後に、3番目の制度の開始予定時期でございます。パブリックコメント制度につきましては、即時対応できるよう来月、6月1日からの実施を予定しておりまして、パブリックモニター制度につきましては、モニター登録に係ります封筒の印刷費用でありましたり郵送費用、こういった予算につきまして6月補正予算で上程させていただき予定としておりまして、7月末までに候補者を選定し、8月1日からの実施を考えておるところでございます。

簡単ではございますが、以上で説明とさせていただきます。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）パブリックコメントの問題につきましては議会での一般質問などで取り上げてきたところですが、パブリックコメントを復活するというところで、当然のこととはいえ早急に決断されたということで評価したいと思うんであります。

1点気になる点は、各種審議会等の委員に就任することについてなんです。これまでパブリックモニターの方々には各審議会の委員に就任していただく際にはどうやってその方を選んでいったのか、その辺をお知らせ願えますか。

議長（重光俊則君）巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君）審議会委員の就任についてでございますが、まずパブリックモニター登録者として登録している方々を、そのアンケートを実施したい部署にこちらのほうから登録者がこれだけの方がおられますというところをご紹介させていただきまして、実際、登録者の方に就任依頼をするのは、アンケート実施担当部署のところからさせていただいております。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）若干補足だけさせていただきます。

基本的には、登録いただくときに、ご本人が希望するというか興味のある分野で、例えばまちづくり分野、暮らし環境分野、教育福祉分野とかございまして、その例えばある審議会とかで公募の委員が必要やと、そういった場合、その審議会の趣旨、目的に照らし合わせてどの分野から選ぶかと、登録いただいております方の一応申し込みのときの内容を見まして優先的にお声かけをさせていただくような、その中で場合によっては若干抽せん的な作業等がありますけれども、基本的には登録いただいた方のご希望なり興味に合わせて委員になっていただいております。ただ、全ての公募委員がモニターからというわけではなく、ほかに一般的に募集する原課等もありますけれども、こういった形で補完的に活用してまいっております。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

それで、今後はモニターからの委員の就任と公募による委員の募集とは並行してやっていくことになるかと思うんですけれども、これまでとはまた少し変わるんですか。その辺はどうですか。

議長（重光俊則君）巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君）今、議員からお話がありましたように、これまでも並行してやっておりま

して、今後も同様の形で並行した形で、どちらを使っていたいただいても大丈夫というような形で進めさせていただくというふうに考えております。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

これをもって、本町における住民意見の聴取方法についての件を終了いたします。

会議の途中ですが、ただいまから午後3時40分まで休憩します。なお、説明が終わられた皆様方は、これにて退出していただいて結構です。

---

（「15時25分」から「15時40分」まで休憩）

---

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、案件4、熊取びんぴん！元気ポイントアップ事業についての件を説明願います。石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）それでは、熊取びんぴん！元気ポイントアップ事業についてご説明させていただきます。

資料でございますが、A4、1枚物の熊取びんぴん！元気ポイントアップ事業についてでございます。

初めに、資料の訂正がございます。

資料の中段、2、特典の内容等、（2）特典の交換方法と時期、【B】特別賞、「2月末頃に達成者の中から抽選」と明記しておりますが、「3月初旬」と訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

それでは、事業の説明をさせていただきます。

本事業は、いわゆる熊取町版の住民の皆様の予防、健康づくりへの取り組みに対し、ポイントを付与し、特典を与えるインセンティブを提供する事業でございます。既存の住民主体の自主活動グループである健康くまとり探検隊、熊取食生活改善推進協議会、くまとりタピオ元気体操ひろめ隊の活動への参加をポイント付与対象としたびんぴん！元気カードをベースに、ポイント付与対象範囲や特典内容の充実を図ったものとなっております。

なお、現行のびんぴん！元気カード事業につきましては、自主活動グループへの育成支援として引き続き行ってまいります。

また、当該事業の目的としましては、住民の健康づくりへの機運醸成と行動変容を一步促す取り組みとして、補助事業終了後も継続的に実施することを念頭に置いております。

財源としましては、府の補助事業である大阪府市町村健康づくり推進事業を活用いたします。この補助事業の補助率は3分の1で、平成28年から29年度の2年間活用いたします。

1点目の事業の内容等でございますが、対象者は二十歳以上の住民でございます。対象活動につきましては、裏面の別表、対象活動と付与ポイント（予定）をごらんください。対象活動の内容、ポイント、対象活動の回数、ポイントと対象活動を掛け合わせた合計を記載しております。

40歳以上の方につきましては健診、がん検診を必須項目としており、そのほかの選択項目として、その他健診、健康教育事業、健康くまとり探検隊等健康づくりグループ活動、介護予防事業や自宅などで健康づくりの実践として、例えば毎日5,000歩歩くなど、みずから掲げた目標への実践に対しポイントを付与いたします。また、健康づくりの輪を広げるため、2人以上で取り組み、達成した場合に5ポイントを付与する絆ポイントも設けました。

1ページにお戻りください。

（3）対象期間は、本年度に限りまして平成28年4月1日から平成29年2月28日でございます。なお、平成29年度以降の対象期間は3月から2月の1年間といたします。

(4) ポイント付与方法は自己申告制でございます。

(5) 特典取得までの流れは、対象活動を実施し50ポイントをためていただき、健康・いきいき高齢課窓口にて申請、全員に達成者賞をお渡しするとともに、抽せんで特別賞が当たるものでございます。

2点目の特典の内容等でございますが、2種類ございます。【A】の達成者賞として、全員に町長印入りの達成証とともに、集団検診無料クーポン券やひまわりドーム各種教室体験利用券などから1つ選んでいただきます。集客性に考慮した【B】の特別賞としては、ノンフライヤー、バランスボールなど健康づくりにつながる景品を中心にそろえ、その中から1点を応募いただけます。

3点目の周知方法でございますが、9月広報とともにパンフレットの全戸配布、町広報にて対象事業の掲示、ホームページ、各種健（検）診時における啓発を行う予定です。全戸配布するパンフレットには、事業内容や特典内容のほか、申請用シートも掲載いたします。

4点目の拡充開始時期等スケジュールでございますが、本事業につきましては6月補正予算にて予算を上程させていただいております。ご可決いただいた後、準備を進めてまいります。本事業が住民の健康づくりに寄与するよう努めてまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。阪口議員。

6番（阪口 均君）非常に納得しづらい内容になっていまして、今から質問させていただきます。

まず、補助率ですけれども、3分の1、これは2年間というのは、2年間たったそれ以降というのはまだ決まっていないという理解でいいんですか。

議長（重光俊則君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）府のこれは補助事業でございますけれども、2年間ということでは今のところ聞いておりますので、2年間これを活用して、まずは事業の立ち上げを行いたいと考えております。その後についてはまだ聞いておりません。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）そしたら、2年間で補助が切れたとしても続けるということですよ。わかりました。

あと、1の事業内容の中の4番目のポイントの付与方法、自己申告になってはいますが、これはなぜ自己申告にしたのか、お答えください。

議長（重光俊則君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）健診に来られたときにポイントを付与するという方法も部内で検討いたしました。集団健診ですとすぐできるんですけども、個別に医療機関等に岬町まで全部委託しておりますので、その先生方全てにそれを周知するというのが、まずもしかしたら抜けることもあるかもしれないと思ったことが一つと、あと、この事業の分につきましては、健康について何か始めるという機運を、皆様にまずは始めていただくということが目的でございますので、その点につきましては、できるだけご参加いただける方式を考えて自己申告制というふうにさせていただきました。ただし、特典で例えば特別賞が当たった方につきましては、健診の受診の履歴等、こちらでわかる範囲で調べさせていただきたいと考えております。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）自己申告にしたときに、全員が50ポイント以上ですよという可能性があるんですよ。

その危惧はないですか。心配されていませんか。例えば、30ポイントしかとっていない人でも50いききましたと。

議長（重光俊則君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）先ほど申しました健診を受けられたかどうかというのはこちらで全て把握することができますので、その点についてはチェックできますけれども、例えばご自身が自分で行って毎日歩いたかとか、そういったものにつきましては自己申告制ということでさせていただくというところで、皆様を信じてこの事業を進めたいと考えております。

議長（重光俊則君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）今、課長が申したように、信じてというところはあるんですけども、ただ、やはり健診とかに物すごくたくさんの方が見えて、そのチェック、またポイントを押していくことだけでも物すごく長蛇の列ができることなどが考えられ、これをほんまに一つ一つチェックをやっていくことの現実性がなかなか難しいのではないかとこのところもありますし、健診などにつきましてはボランティアの方々、たくさんの方々に参画していただいて協力していただいて成り立っている事業でございまして、できたら事務効率化という点におきましても自己申告制をお願いしたいというところでした。

あと、ちょっと信用してというところもありますが、健康づくり、健康増進という意味では自分のためですので、そこも自己申告を促すというところを考えたというところが経緯にあります。理由については、そういったところで自己申告をお願いしているところです。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）善良な方ばかりでしたらいいんですけど、やっぱり心配しますが、そうでない人までも50ポイント出しましたよというふうな形になるかと思うんです。それも全部予算に組んでいくような形に恐らくなってしまう違うかなというふうな心配があるんで、この質問をさせてもらいました。

非常に煩雑で全てを把握できないというのはわかりますけれども、それならば把握できるようなポイントの制度という、ポイントの項目を把握できるような内容にするというのも一つの手かなというのが私の考え方です。それはそれで結構です。

その次に、対象活動と付与ポイントの予定と裏面にありますけれども、これで非常に違和感があるんです。人間ドックとかがん検診、これが必須項目になっているということが非常に違和感がありまして、確かに人間ドックに入ったりがん検診することによって、がんを未然にというか、初期の段階で見つけられて早期で治ったという例も中にはあるでしょうけれども、これを促進することによって健康保険の補助がどれぐらいふえるのかということと、それとあと、したことによった後々の医療費の削減額がどうであったかみたいな、そんなシミュレーションも必要じゃないかなというふうに思ったりします。

28年度の間人ドックと脳ドックの予算は3,570万円組まれているんですよ。これを促進することによって、極端な話、倍になったり3倍になったりとかいうふうなことも考えられないでもないんです。そうでしょう。それはそれでいいですよ。健診を受けてもらって自分が健康であることを確認できるとかいうふうなことになれば、それはそれで一定の効果があるんですけども、ただ、それだけの負担がぐんとかさんできたとき、今ですらもう非常に厳しい健康保険事業になっているにもかかわらず、そういうことが心配されはしないかなと。

もう一つ言うと、やっぱりがん検診も2,700万円ほどかかるんです。これがもっともっとふえたときに、どういうふうに対処しますかというふうなことがあります。そこら辺ちょっとコメントがあれば。

議長（重光俊則君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）まず、健診の目的でございましてけれども、早期にがん、生活習慣病を発見していただいて、脳卒中とかになってからの医療費に比べますと、早期に予防するほうがご本人の健康長寿にもつながりますし、また医療費の削減にもつながると考えております。

あと、がん検診を受けていただくことで、医療費というふうにおっしゃっていただいていたけれども、がん検診につきましても早期に発見すれば日帰り、大腸がんであるとポリープで内視

鏡検査のときにちょっととつたらそれで治るという形ですが、もし手おくれで自分の症状が出てからになりますと、例えば手術をしないといけないとか、あと医療がその分かかるというふうに考えておりますので、その面から考えましても、健診を受けていただくということをお一人でも多くすることは医療費の削減につながると考えております。

この事業を行ってたくさんの方が来ていただくということを阪口議員も願っていただいているというのはとてもありがたく思っておりますが、ほかの市町村の状況を見ますと、なかなか客が集まりにくいということも一部の声では聞こえておまして、チラシ等を工夫して多くの方がまずは参画いただけるよう、こちら工夫していきたいと考えております。

以上です。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） 今お聞きした早期に発見された方については圧倒的に低いコストで生涯済むと思えますけれども、そうでない方、健康の方の人間ドックはフルにすると10万円かかるんですよ。病院にもよりますがね。補助がそのうち半分ぐらいあつたりしますけれども、そういう人たちがふえたことによる増額分と、こういう健診をしないことによってがんが後々発覚して治療費にどれだけかかるかと、さっき申しましたけれども、そこら辺が、恐らく私の推定でいくと健診を促進することによってお金がかかるんじゃないかなと思います。そこら辺どうですか。

議長（重光俊則君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） これは、健康づくりの推進を一方で促すということで、国もそういった補助事業として進められている事業でございます。やはり我々としたら、住民の方々が健康でずっと元気にいていただくその手段としていろんな仕掛けを講じていっているというところでありますので、これによって一遍に浸透してどっと押し寄せてくるというのは、近隣の団体とかもリサーチしている中では余り考えにくいと一応思っているんですが、今後、押し寄せてきたときは、それはありがたいことかなというふうに思っております。健診をたくさんの方に受けていただいて、自分の健康を自分で一応確認しながら健康の意識を高めていっていただいて、そういうまちでありたいなというところで仕掛けているので、そこは逆に喜ばしいことやというふうに私は考えております。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） 私が違和感を感じているのは、最初のお題目である熊取ぴんぴん！元気ポイントアップ事業というこの言葉から読み取ると、例えば中段ぐらいに健くまとかタピオとかありますよね、こういったみずからがスポーツするとか健康のために動くとかいうふうな方々に対してポイントを手厚くする。健康診断、がん検診、これを受けられるにこしたことはないと思いますけれども、その人らに対してはそれほど手厚くする必要はないと思うんですよ。もっと言うならば、必須項目にしているということ自体が私は不自然だと思うんです。がん検診の促進というのはまた別に啓発すればいい話ですから、それはそれで別物としてやったらいいんじゃないかなと思います。

こういった健康ポイントとかいうやつ、他自治体でも見たら、確かにがん検診をポイントに付加しているところもあります。でも、平均して見ますと、やっぱりみずからのためにみずからのお金をかけて健康に留意している人に対してこういうポイントはつけているほうが多いように思うし、本来の姿じゃないかなというふうに思うんです。

もう一つ言うと、これだけ見たら、病院が助かって、本人も病気が見つかったら助かると思えますけれども、病院が助かって商品の提供業者が助かって、助かってと言うたらおかしいですけど、いい思いをしてというふうに見えるんですよ、変な言い方ですけど。

議長（重光俊則君） 石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君） この事業は、病院がもうけるために実施しているではありません。あくまでも住民の皆様が健康で長生きしていただけるために、そのために実施している拡充事業でございます。

議員がおっしゃっていただきましたように、まず熊取町の各種がん検診の受診率は大阪府の平均

そこそこのちょっと上ぐらいにありまして、すごくずば抜けて高い、国が言っている50%にはまだ届いていないというのが現状でございますので、何か健康づくりをされている人が、そしたら今まで受けていなかったけれどもひとつ健診を受けてみようかと一人でも思っていたらということで、必須項目にさせていただいております。

また、自宅での健康づくりの実践のところにつきましては、本当にその部分、例えば1ポイントとなっておりますが、5,000歩を50日歩いていただきますともうそれで応募いただける形になっておりますので、ぜひそういう形と、プラス1個健診を少なくとも受けていただけたら、そういう形で進めていけたらというふうに思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） しつこく言いますけれども、確かに健診を受けられることは病気の早期発見という意味合いでは物すごくいいことだと思し、健康で長生きする一つのポイントだと思いますけれども、これを必須項目にするというのはどうかなということは強く思います。

あと、仮にそれはそれとしてよしとしたときに、熊取町が今ひまわりドームとかで進めているいろんなスポーツのカリキュラムがありますよね、例えばスイミングであったりヨガであったり太極拳であったりとかね。そういうことに自分でみずからお金を出してやっている方もいるんですよ。だから、そういう人のポイント付加というやつ、これは必ず入れるべきやと思います。なぜかという、やっぱり健康をずっと続けていくということは、体も動かして自分が健康になっていきたいというために自分のために投資をしている人たちがポイントをもらって、ポイントもらったからまた次に行こうとかいう気持ちになってくれるのがこれの目的の一つだと思うんですよ。そういう熊取町がやっていることをもっと活用して、いいサイクルをつくっていただきたいと思います。どうも病院のためにやっているような、そんな気がしてならない。

議長（重光俊則君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 繰り返しになりますけれども、課長が言いましたように、病院のためにやっている事業ではなしに、住民のために、健康のためにということで考えております。

先ほどの自己申告制という話とちょっとつながる面があるんですけども、この先は、おのおの住民の方々の健康づくりという意味では、スポーツという視点であるとか民間のジムへ行ってでもポイントを付与するとか、そういったいろんな広がりを持たせていってもいいのかなというふうな、そういうところを考えております。現時点ではこれでスタート、それを全部踏まえてやるのであれば、もっと1年先とか考えなくてはいけないとかいうのではなしに、まずはこの形でスタートさせていただいた上で、対象となる健康づくりにまつわることはどんどん広がりを持たせていきたいというふうなところを考えております。

あと、必須項目として健診を入れている件なんですけれども、やはり国のほうも健診率を上げましょうということであるとか特定保健指導の率を上げましょうというところ、こういったところは国主導で各町についてもそれにのっかってやっていきましょう、それはひいては国民、住民の方々の健康につながっていくためですよということがありますので、やはり町としてもそれにのっかって、また補助事業としてやっていくということを考えますと、そこも乗っかる必要があるのかなというところの判断のもと、この事業の設計をいたしました。

以上です。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） 僕がひねくれた考え方を持っているのかどうかわかりませんが、考え方はわかります。

あと、改めてお願いしたいのは、さっきも言いましたが、熊取町がせっかくやっているいろんなスポーツのあれがありますよね。ああいうカリキュラムに参加した人たちにはやはりポイントは差し上げるべきやというふうに思いますので内容の中に入れてほしいなということと、できればプレゼントの中に商品券というのがあったらいいんじゃないかなと、熊取町の商店で使える商品券。

結果、熊取町の中でお金が回るような、そういうことも考えたほうがいいのかなというふうに思います。

議長（重光俊則君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）ひまわりドームの事業への取り組みについて、今年度は、全員にお渡しする達成証の中でひまわりドームでの教室の無料体験の券を1つお渡しさせてもらうのも選択に入れさせていただいて、次に何か始める一歩にさせていただけたらというふうに考えております。

議員おっしゃっていただきましたように、ドームでの事業でのあるとかそういう事業につきましても今後検討していきたいというふうに思っております。

あと、この事業の特別賞の内容につきましても、今後は例えばいろんな企業や商店等の協力もいただきながら幅広く検討していきたいと思っておりますが、今年度は補助事業を活用してこの形で進めていきたいと、こういうふうに思っております。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）先ほど来からいろいろご説明させていただいている趣旨といたしますのは、まず、先ほどから必須項目というお話でいただいておりますけれども、これは先ほどから出ている特定健診、特に40歳以上の方々、そういう方については今も町としまして特定健診を受診してくださいという呼びかけもしてございます。そういったところに、年齢的にやっぱり高くなってきて病気が発症するという、そういう可能性の高い年齢の方々にもできるだけ受けていただきたいというのが町の思いであるということが一つでございます。

それと、またほかの項目につきましても、いろんなタイミングで住民の方が受けていただいて、できるだけ運動していただき、元気な体で過ごしていただきたいという思いを込めて、こういう形でまずやらせていただきたいというのが、先ほど来から我々担当のほうでご説明させていただいているところでございますので、ご理解いただきたいと考えてございます。

また、ここで自宅等での健康づくりの実践ということで、自己でいろいろ設定した目標というところのポイントもござりますので、そういったところも、今後いろんなところで活動していただいている方についても、またそういうことも考えていけるのではないかなということも検討していきたいなと思います。ご理解をよろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）服部議員。

9番（服部脩二君）私は非常にいい事業だと考えております。これは、2年ぐらい前に高石市が始めたんです。簡単なやつでその時点でポイントのあれをもらって、それで何ぼか集まったら商品券とか、そういった形になっておったんです。これをやってくれたらなというのが、よくここまでお考えになって進められていると私は感じております。

その中で一つ、特別賞、これについて、ポイントの数と自分が申告するときに、私は過去3年間、5年間、保険証を一切使っておりませんという、これはわかるでしょう、町のほうで医療費の明細を送るんやから。そういう人、3年間何にも健康で医者にもかかっていないというのがわかれば特別賞というの出したらどうですか。抽せんで特別賞をもらうよりそのほうがありがたいです。私はもう全然あかんねんけれど、ことしの2月に耳鼻科へ行って保険証を使いましてん、もうそれまで20年か30年保険証を使うことがなかったのに。そやから、医者へ行って治療して薬をもらう制度が全然違うからびっくりして、そういう思い出があるんです。だからそういうふうに、こういう健診もやってタピオ体操もやって健康であって、なおかつ過去3年間、5年間は保険証を使うてませんという証明があれば特別賞というような形で持っていけばいいんじゃないかなと考えておりますので、その点もあわせて考えてください。

議長（重光俊則君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）国保の医療については対象外ですのであれですけども、そういうこともみんな中では話し合ったことがあります、例えばこの分を受けたいがために病院へ行

かない人が出たら、本当だったら早く行ったらということにならないのだろうかとか、早期に対応することで医療費の適切な利用をしていただきたいという思いが少しございます。すみません。

以上です。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）先ほど阪口議員のほうのがん検診の必須とか言うていたんですけれども、今回これ、がん検診の検診率が大阪府が低いから、それで検診を受けてもらいたいというところで大阪府の補助事業という形で、だからがん検診が必須になっているんやと思うんです。ですので、やっぱり検診を受けてもらって早期発見、早期治療に結びつけていただきたいということで、大阪府も補助しますよということで健康ポイント制度があるかと思うんです。

それで、私自身は先ほどちょっと聞こうかなと思ってたことを課長のほうが言うてくれていたんですけれども、阪南市が特別賞の景品が豪華記念品ということで、Aコース、Bコース、Cコースというのがあって、Aコースは今ここにありましたように健康グッズなんですけれども、Bコースはものづくり巡りまち歩きツアーとか、Cコースは地元企業の名産品、そういったもの、ふるさと納税みたいな感じですけども、そんなふうに記念品みたいなものがありまして、だから地元の商工会、企業に協賛していただいているというところ、みんなで健康を増進していこうということに協賛していただいているということで、景品もつけております。そういったことをまた次のときには盛り込んでいって新しく展開を、みんながやっぱりほんなら欲しいなということで健診を受けようというふうに意欲が増すような、健康グッズだけではなかなかまだ進まないかと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

泉佐野市は温泉があるので、温泉入浴券とか何かそんなのもあるみたいです。女性とかはランチが好きなので、閑空マリーナのクルージング&ランチとかいうのも何かあるらしいんです。だから、もう少しそういった楽しめるものもメニューの中に入れていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（重光俊則君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）ありがとうございます。

先ほど石川のほうがちよっと説明した今後協賛していただくという話というのは、実は若干動いたところもあるんですけれども、なかなか調整がつかなかったというところも正直あります。なので時間が若干必要なのかなというところもあるけれども、それを待っているのは、後へ後へに行くよりも、それよりもまずはこの形ででも進めていきたいというのが町としての思いであったというところが経過としてあります。ただ今後は、おっしゃっていただいたことについてはできるだけ実現できるようにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

それと、物品につきましては、6月議会で審議していただく予定にしておりますが、やはり持続可能などことも考えております。ですので、花火を上げるようなすごく、協賛をいただいたらそれはそれでいいんですけれども、町が税金を出してたくさんいいものを買ってというのは、今、補助事業として2年間あるからできても、その後のことも考えた場合は、何かしょぼくなったなど言われないように、持続可能性のことも考えながらこの事業の内容を設計したというところで、今回の提案になっているというところがございます。また今後もしっかりと広がりを持たせて考えていきたいと思っております。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。阪口議員。

6番（阪口 均君）今、渡辺議員が、大阪府が検診を受けてもらうことを促進するためにという話をしましたよね。そのとき山本理事がうんうんとうなずいていたんですけれども、このポイントの「（予定）」というのは、これは熊取町オリジナルでしょう。それとも、大阪府の各市町村は全てがん検診とか人間ドックでこういう扱いをしているんですか。ちょっとそれだけ確認しておきたいです。

議長（重光俊則君）石川健康・いきいき高齢課長。



健康・いきいき高齢課長（石川節子君）もうこの補助事業の前に実施を始めている市町村も幾つかございます。あと、全部が必須項目としているのかということ、もともとやっているところとかはそうでもございませぬ。熊取町としては、やっぱり受診率を上げたいことも加味して入れさせていただいております。

議長（重光俊則君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）ちょっと補足させていただきます。

議員おっしゃっているのは補助事業として必ずそれを要件とされているのかというところの視点かなというふうに思っておるんです。そういうところの縛りというのは府の補助事業としてはございませぬけれども、やはり府の、渡辺議員おっしゃったように、大阪府全体でもがんの検診率が低いよ、国の平均からしてもまだ低いよというところもあります。町の健康に携わる我々としてはそれが課題というところもありますので、やはり、ぜひ必須ということで、一人でも多くの方が健康寿命を延ばすために受けていただくというところを願っているところでございますので、こういう事業の内容になっているというところでご理解いただければと思います。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、私、一つだけ、要望だけということで、回答は結構です。

これ、熊取びんびん！元気ポイントアップということで、対象者が20歳以上ということで、ほとんど全町民ですよ。そういうことで、全ての成人の健康のことなんです、やはり高齢者の健康の状況が気になりますので、熊取町が高齢者に対して健康状況等は全員アンケートとっているのがあって、そういうデータもお持ちで、それから、これと絡められるかどうかわかりませぬけれども、高齢者が、阪口議員が言われたようないろんなイベントとか健康教室とかに出ていますよね。そういう状況でデータをぜひとっていただいて、若い人とは別に高齢者自体が要介護、要支援にならない、あるいはいろんな活動されている方がどれだけ効果が上がっているかというデータがぜひとれるような仕組みのほうに持っていくようなことを考えていっていただいて、このプロジェクト、この事業の成果の発表の中で若い世代と高齢者もぜひ入れた評価をしていただけるようにご検討いただければということで、よろしく要望だけしておきます。すみません。

以上で質疑を終わります。

これをもって、熊取びんびん！元気ポイントアップ事業についての件を終了いたします。

次に、案件5、認知症初期集中支援チームの設置についての件を説明願います。石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）それでは、認知症初期集中支援チームの設置について、A4、2枚物の資料に沿ってご説明させていただきます。

1点目、認知症初期集中支援チームについてでございます。

この制度は、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため掲げられた、国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の基本施策の一つでございます。

認知症初期集中支援チームとは、早期に認知症の種類や認知症の類似症状があらわれる疾患への診断が行われ、速やかに適切な医療、介護が受けられるよう、市町村が認知症サポート医及び専門医の指導のもと、複数の専門職が認知症と疑われる人などを訪問し、観察、評価を行った上で、本人、家族への支援など初期支援を包括的、集中的に行い、かかりつけ医と連携しながら、認知症に対する適切な治療につなげ、自立生活のサポートを行うものでございます。

なお、本町におきましては、いきいきくまとり高齢者計画2015に平成28年度設置に向けて検討を行うことを明記しております。

2点目、経過でございます。

各種認知症施策につきましては、熊取町医療介護ネットワーク連絡会の専門部会として、認知症

サポート医を初め認知症施策にかかわる医療、介護等の多職種による認知症施策研究会を平成27年度に設置し、28年度は主に認知症初期集中支援チームの設置について話し合いを行っているところでございます。

3点目、訪問支援対象者でございます。

40歳以上で在宅生活をしており、かつ認知症が疑われる人または認知症の人のうち、医療介護サービスを受けていない者や中断している者、そのほか、支援チームによるかかわりが必要と認める者でございます。

4点目、支援チーム員の構成と役割についてでございます。

1チームの構成は、認知症専門医もしくは認知症サポート医など1名と、専門職として保健師など医療系専門職と社会福祉士等介護系専門職各1名の計3名で構成します。主な役割として、医師はほかのチーム員への助言などを行い、専門職は主に対象者への訪問相談に当たります。専門職の資格要件につきましては、実務経験、研修受講も含まれております。支援チームの設置予定数は2チームを目標としております。

5点目の支援チームの活動内容についてでございますが、3ページ目の熊取町認知症初期集中支援チームイメージ図をごらんください。

このイメージ図は、訪問対象者であるご本人、ご家族と認知症初期支援チーム員、認知症地域支援推進員、専門医療機関の関連性をあらわしたものでございます。図の右端に主な事業の流れを示しており、図内の番号と連動して掲示しております。

まずは1つ目、対象者ご本人、ご家族からの相談を受けまして、2つ目、認知症地域支援推進員が生活状況などを情報収集いたします。認知症地域支援推進員は、認知症施策や事業の企画調整などを行います。まず、地域包括支援センターと本庁に1名ずつ配置し、今後はふやしていきたいと考えております。この支援チームによる支援が必要と判断されたケースにつきましては、支援チームに引き継ぎを行います。

3番目、チーム員により初回訪問を行い、認知症への理解と各種サービスについて説明を行うとともに、4番目、ご本人、ご家族の状況について観察、評価を行います。

次に、5番目、本人の状況をまとめたものを、チーム員及び認知症地域支援推進員を含めチーム員会議を開催し、今後の方針などを検討いたします。

6番目、その方針のもと、初期集中支援を行い、必要に応じて専門医療機関へ紹介をいたします。支援は最長でも6カ月程度としており、支援終了後は介護支援専門員などへ引き継ぎを行います。

7番目、引き継ぎ後の状況について、認知症に係る支援対応に課題が生じていないか、聞き取りとモニタリングを行ってまいります。

2ページにお戻りください。

6点目の今後のスケジュールでございますが、事業に係る報償金を6月補正予算にて予算上程させていただきます。ご可決いただいた後、認知症施策研究会にて検討を重ね、チーム員を選定し、チーム員の方に9月ごろに開催される国主催の研修を受講していただきます。研修受講後、10月から11月ごろに支援チームを設置する予定でございます。

最後に、住民の皆様への周知につきましては、ケースに対応しながら本事業のマニュアルを作成した後、平成29年度にパンフレット等を作成し、広く周知していく予定でございますので、ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）すごくいいというふうを感じるんですけども、ただ、認知症というのはそれぞれいろんな症状がありまして、なかなか難しいだろうと今お聞きしていて思っております。本当に認知症にも、素直な認知症と、何に対してももう全て嫌と言い張る認知症といろいろなタイプがあ

りまして、もう本当にひどい人になりますと、家族以外の人が来られるということでもう敬遠されるというふうな認知症のケースもありまして、本当にいろんなところで診断して、していただけるというのはすごくありがたいし、薬で少しずつ延ばしていただけるのはすごくありがたいと思うんですけども、その症状によりましてはなかなか家族の中へ入っていけないとか、それから一旦施設へ入っても、もう帰る帰ると言っただけで徘徊を繰り返すというふうな方もあったりで、本当に初期に集中してこうしていただけるのはすごくありがたいんですけども、6カ月後以降の支援センターに任せてしまうというところ辺について、何かちょっと、え、そこで終わってしまうのという感じで、ちょっと不安を感じたんです。またその辺。

議長（重光俊則君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）議員おっしゃっていただきましたように、認知症の症状が一人一人違うというのは、かかわっておりますチーム員になる予定の方とかケアマネジャーを初め皆さん実感しているところであると思います。

おっしゃっていただきました6カ月以降の支援ですけど、モニタリングということで聞き取りをしながら、もしうまくいっていなかったり、また相談したいことがあれば、包括と町のほうに推進員も置きますので、その上で相談していただき、必要に応じてまた専門医に相談とかいろんな形がとれるかと考えておりますので、まず一区切りとして6カ月とっていただけたらと思っております。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、認知症初期集中支援チームの設置についての件を終了いたします。

次に、案件6、利用者支援事業（母子保健型）の実施についての件を説明願います。木村子育て支援課長。

子育て支援課長（木村直義君）それでは、利用者支援事業（母子保健型）の実施につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料をごらんいただけますでしょうか。

まず、1の目的等でございますけれども、利用者支援事業につきましては、子ども・子育て支援制度の地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた13事業のメニューの一つでございます。その中で母子保健型につきましては、妊娠期から子育て期に至るまでのさまざまなニーズに対しまして総合的な相談支援を提供するために、保健師等の専門職員が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握いたしまして、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定するなど、妊産婦等に対し切れ目のないきめ細かな支援を実施するものでございます。

次に、2の事業概要についてでございます。現状の妊娠、出産期から子育て期に至る切れ目のない支援体制をより一層充実させるため、ふれあいセンター2階にございます子育て支援課母子保健グループに保健師を嘱託職員として新規雇用いたしまして、新たに妊娠中期における妊婦の状況把握を行う全数電話による相談及び助言の実施や、地区担当保健師との連携による支援の質の向上、また、支援が必要な方には支援プランを作成いたしまして定期的なケースカンファレンスを行い、支援の状況把握と支援台帳の管理を行うなど、利用者支援事業（母子保健型）を実施する子育て世代包括支援センターと位置づけまして総合的な支援の強化を図るものでございます。

恐れ入りますが、裏面の資料をごらんいただけますでしょうか。

妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の強化（案）でございます。現状の切れ目のない支援につきましては、妊娠期におきましては妊娠届け出時の全数面談、出生時におきましては出生届け出時の全数面談を保健師が行いまして、それぞれの段階で支援が必要な妊産婦への継続的な支援を実施しておるところでございますけれども、これらに加えまして、新たに妊娠中期におきまして、点線で四角で囲っております妊婦の状況把握といたしまして、特に妊娠中期における妊婦の状

況把握を行うため、全ての妊婦を対象に電話による相談及び助言を実施いたしまして、その後、必要に応じて面談でありますとか家庭訪問などの支援も行いたいというふうに考えてございます。

また、産後におきましては、産後1か月健診やこにちは赤ちゃん訪問事業に加えまして、網かけをしております産後2週間サポート事業を本年4月から実施しておりますところでございます。産婦の方のご利用の際には、産婦に赤ちゃんへの気持ち質問票をご記入いただいておりますところでございます。その中で、産後の心身の不調や育児不安などが見受けられれば保健師による支援を実施することとなりますので、この支援体制をより一層強化したいというふうに考えているところでございます。さらに、子育て期におきましては、乳幼児健康診査などの機会に情報を得まして、必要に応じて保健師が相談や訪問などを行っております。

また、資料の中段、網かけをしております支援計画の策定及び地区担当保健師等との連携によりまして、妊娠期から子育て期までの総合的相談支援を実施するため、保健師等の専門性を生かして全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを作成、また関係機関と連携しながら、妊産婦等に対し切れ目のない、より一層きめ細かな支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。また、これらの支援によりまして、児童虐待の予防、早期発見にもつながるものと考えております。

なお、実施時期につきましては本年8月からを予定しているところでございます。

恐れ入ります。また表の1ページにお戻りいただけますでしょうか。

財源についてでございますけれども、子ども・子育て支援交付金を活用いたしまして、補助率は国3分の1、府3分の1となっております。なお、利用者支援事業（母子保健型）を実施することによりまして、本年4月から開始いたしました産後2週間サポート事業に係る経費につきましては母子保健衛生費補助金の対象となるもので、補助率は国2分の1となっております。

次に、3の国の動きについてでございますけれども、母子保健法の一部を改正いたしまして、子育て支援包括支援センターを母子保健法上、母子健康包括支援センターとして法定化いたしまして、市町村での設置を促進する改正案を3月29日に閣議決定し、今国会に提出されているといったような状況でございます。

最後になりましたが、6月議会に本事業に係る補正予算を上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援ということで、国の妊娠・出産包括支援事業という提示されている分の今回その分につきまして、熊取町としても立ち上げていただけるということ、ありがたく思います。

今、ふれあいセンターのほうに保健師を配置してというご説明だったんですが、その方がコーディネーターということで、その方が中心に支援プランを策定してということで、体制を持っていくということなんです。そこに、一応今言う子育て世代包括支援センターというセクションという形で、窓口という形で提示し、あと、そのコーディネーターが中心に、各地区にいてる保健師と連携しながらお母さんたちにいろいろ何か相談を受けていく、また支援プランをつくりながらサポートしていくと、そういう体制をということですね。8月からというところは補正を通してからというところになるわけなんです。

保健師につきましては嘱託員というところになっているんです。その辺はそういう形で持っていきながら推進していくというところ、しっかりと連携して、立ち上げて推進をしていただきたいと思いますと思うんですが、その辺の状況等を説明していただけたらと思います、町の考えというか。

議長（重光俊則君）木村子育て支援課長。

子育て支援課長（木村直義君）当該センターの流れにつきましては、今、議員おっしゃったとおりで

ざいまして、より一層きめ細かな体制の強化ということで、妊娠中期の特に現行、きめ細かな支援と申しながら、妊娠届け出からいわゆる出生届け出の間、妊婦からの動き、働きとか医療機関の働きがなければその辺をなかなかキャッチすることができなかった。そういった妊婦の状況をより継続的に把握する必要があるだろうというところで、本町といたしましてはちょっとチャンネルをふやして、妊娠中期に妊婦の状況を確認したいというふうに考えているところでございます。

流れといたしましては、母子保健コーディネーターと位置づける者なんですけれども、基本的には、全数面接、電話相談、電話での状況把握等によりまして支援が必要であるといった場合には、当然その者が中心となりまして、本町は各小学校ごとに担当保健師を配置してございますので、担当保健師と連携しながら議員がおっしゃいましたように支援プランの作成、また全体でのケースカンファレンスといったようなところを進めていきたいというふうに考えてございます。

全体をコーディネートするのは、今回、補正予算上は嘱託員ということになっておるんですけれども、基本的には正職員がそのあたりを担っていくような形になるのかなというふうに考えているところでございます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。しっかりと連携しながら国の補助金も活用しながら推進していただきたいと思います。また今回、この分につきましては産後ケアというところで2週間サポート事業も入ってくるということなんですけれども、産後ケアは、2週間サポートだけではなくて、宿泊等そういったことも必要かと思っておりますので、今回、これが補助事業として入ってくるならばそういったことも展開していけるかと思うんです。その辺のことについては検討されておられますでしょうか。

議長（重光俊則君） 木村子育て支援課長。

子育て支援課長（木村直義君） 議員もおっしゃいます産後ケア、いわゆる産院等での宿泊、日帰り等も含めましてなんですけれども、その事業につきましても当然、利用者支援事業（母子保健型）をすることによりまして、同じく2分の1の国庫補助が受けられるという形になってございます。現在といたしますか、産後2週間がようやくスタートしたばかりですので、今年度につきましては議員おっしゃいます産後ケア、産院での宿泊型につきましては、同じく広域3市3町で取り組んでいきたいというふうに検討を行っていきたくと考えてございます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） よろしく願いしておきます。

議長（重光俊則君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、利用者支援事業（母子保健型）の実施についての件を終了いたします。

次に、案件7、不妊・不育治療費助成事業の実施についての件を説明願います。木村子育て支援課長。

子育て支援課長（木村直義君） それでは、不妊・不育治療費助成事業の実施につきましてご説明申し上げます。

お手元にごございます資料をごらんいただけますでしょうか。

まず、1の目的でございますけれども、不妊症及び不育症の治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成するものでございます。参考でございますけれども、不育症とは、妊娠はするものの流産や死産を2回連続して繰り返す症状のことをいいます。

次に、2の現状でございます。

不妊治療費の助成につきましては、都道府県、政令市及び中核市が国庫補助を受け実施している特定不妊治療費助成制度がございます。本制度につきましては、保険適用されず治療費が高額となる体外受精及び顕微授精などの治療を受ける場合に、治療費用の一部を助成する制度となっております。

ます。

また、不育治療費の助成につきましては、国による補助制度がございませんので大阪府においても助成制度はございません。不妊専門相談センターによる電話等での相談が実施されている状況でございます。

恐れ入ります。裏面の資料のほうをごらんいただきたいと思います。こちらの資料は、大阪府下で不妊治療費や不育治療費の助成事業を実施している自治体及び助成内容の概要となっております。

まず、特定不妊治療費助成につきましては、先ほどご説明いたしましたように大阪府と政令市及び中核市が実施しておりまして、助成内容につきましては、1回当たりの助成額は15万円、妻の年齢が40歳未満の方は43歳になるまで通算6回まで、40歳以上43歳未満の方は43歳になるまで通算3回まで助成が受けられるもので、43歳以上の方は助成対象外となっております。なお、初回治療に限り30万円の助成、また、男性不妊治療につきましても助成対象となっております。

次に、大阪府特定不妊治療費助成を受けられない方、具体的には所得制限により助成対象外となる方を対象に実施しているのが1団体でございます。助成額につきましては1回10万円となっております。

次に、大阪府特定不妊治療費助成対象者に上乗せ助成している自治体が7団体。上乗せの助成額につきましては、1年度当たりの助成回数の制限がある自治体があるものの、貝塚市が1回8万円、その他の自治体につきましては1回5万円という形になってございます。

続きまして、不育治療費助成を実施しているのが4団体、助成額につきましては1年度に30万円となっております。

次に、特定不妊治療以外の不妊治療費と不育治療費の助成を実施している自治体が3団体、助成額につきましては1年度5万円となっております。

次に、一般不妊治療費助成を実施しているのが1団体で、一般不妊治療と申しますのは人工授精等の治療のことでございます。助成額につきましては1回限りで5万円となっております。

恐れ入ります、また表面1ページをごらんください。

3の事業概要でございます。助成対象とする治療は、保険適用外の治療で①の一般不妊治療、先ほど申しました主に人工授精のことでございます。②の特定不妊治療、体外受精及び顕微授精等のことでございます。それと、③の不育治療でございます。また、男性不妊治療につきましても助成対象としたいというふうに考えてございます。

助成額等についてでございますけれども、①の一般不妊治療につきましては、夫婦の双方または一方に対し1回5万円を上限に通算6回までといたします。ただし、妻の年齢が43歳未満で夫及び妻の所得合計額が730万円未満を対象に助成するものといたします。この辺の年齢、回数、所得要件につきましては、大阪府の特定不妊の治療費助成制度を参考にしてございます。

次に、②の特定不妊治療につきましては、府制度助成対象者に対し、1回5万円を上限に通算6回までといたします。年齢要件、所得要件につきましては①の一般不妊治療と同様でございます。

次に、③の不育治療につきましては、1人につき1回20万円を上限に通算6回までといたします。年齢要件、所得要件につきましては①及び②の治療と同様でございます。

なお、①の一般不妊治療、②の特定不妊治療、③の不育治療、それぞれで年間の制限なしで通算6回まで助成対象とすることができることといたします。なお、こちらの助成につきましては、本年4月1日以降に開始した治療分から適用させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

また、最後になりましたけれども、6月議会に本事業に係る補正予算を上程させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって不妊・不育治療費助成事業の実施についての件を終了いたします。

次に、案件8、ひまわりバス運行事業の見直しについての件を説明願います。白川道路課長。道路課長（白川文昭君）それでは、ひまわりバス運行事業の見直しについてご説明をさせていただきます。

ひまわりバスにつきましては、平成11年4月より運行を開始し、現運行ルートにつきましては平成24年7月より実施しているところでございます。これまで、バスカードやICカードの導入、フリー乗降の実施など、利用者の利便性向上に取り組んできたところでございます。今回の見直しにつきましては、休日運行の実施及びバス停の新設など2点でございます。

お手元資料の1ページをご確認ください。

まず、2、休日運行につきましては、議員の皆様方からの議会におけるご要望や昨年11月に開園いたしました永楽ゆめの森公園の利用状況及び平成26年1月に実施しました利用者アンケート調査結果におきまして23%の方が休日運行を行っていないことに不便を感じていることなどから、祭礼の2日間と年末年始の役場閉庁日を除く土日祝日におきまして休日運行を実施するものでございます。

運行便数につきましては、役場8時発の第1便と最終18時19分役場着の第8便につきましては昨年度の休日の臨時運行実績におきまして利用状況が低いことから運行せず、9時18分役場発の第2便から17時1分役場着の第7便までの1日6便の運行といたします。ただし、5月から8月につきましては、永楽ゆめの森公園の閉園時間が17時から18時に延長されるため、18時19分役場着の第8便まで運行することといたします。

続きまして、3、バス停の新設及び移設につきましては、資料3ページのひまわりバス運行図にてご説明させていただきますので、3ページをお開きください。

黄色着色、枠囲いのバス停名が新設箇所となっております。①の永楽ゆめの森公園前につきましては、ピンク色路線の自然公園方面循環コースにおきまして、現在ゆめの森公園の第5駐車場内に設置している永楽墓苑前バス停を阪和自動車道トンネル付近のゼブラ帯に移設することで、土日祝日のひまわりバス運行に伴う駐車場利用者の安全性の確保及び駐車場におきましては5台分の駐車枠が確保できるものです。なお、バス停名につきましては、利用者の多い永楽ゆめの森公園前に名称変更し、公園のPRにも努めるものです。

②の成合口につきましては、緑色路線のつばさが丘方面循環コースにおきまして、永楽墓苑及び永楽ゆめの森公園への利便性向上のため、路線バスの成合口バス停を利用し、新たにひまわりバスの成合口バス停として併用使用するものです。

③の青葉台口につきましては、赤色路線の青葉台方面循環コースにおきまして、利便性向上のため、以前より要望が多かった泉佐野市の商業施設に近い青葉台の都市計画道路大阪岸和田南海線沿いに新たに青葉台口バス停を増設するものです。

また、同コースの④地域包括支援センター前につきましては、本年4月より民間法人にて運営しております熊取町地域包括支援センターやさか付近に新たに地域包括支援センター前バス停を増設いたします。

⑤番の七山西につきましては、青色路線の七山方面循環コースにおきまして、以前よりつつじが丘自治会より最寄りのバス停が遠いことから自治会近くにバス停の設置要望があり、部分的にルート見直しを行うことで新たに七山西バス停を増設するものでございます。

2ページにお戻りください。

以上2点の休日運行の実施とバス停の増設等に必要な経費につきましては734万7,000円となり、

6月議会に補正予算を上程させていただき、8月1日からの実施に向け、バス事業者等関係機関と協議を進めてまいります。

なお、ひまわりバス運行図時刻表につきましては、掲載しております企業広告費により本町の費用負担がなく作成いただくこととしており、休日運行及びバス停増設等の運行見直し状況を反映の上、8月号広報と同時配布を予定してまいります。

今後におきましても、ひまわりバスの利便性の向上に向け鋭意努めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）バスの運行図でちょっと教えていただきたいんですが、成合口なんですけれども、グリーンのコースとピンクのコースと両方とも併用で成合口はバス停両方なんですよね。ピンクのほうは成合もバス停が両方あるんですよね。違いますか。

議長（重光俊則君）白川道路課長。

道路課長（白川文昭君）成合口につきましては、つばさが丘方面コースのみ、緑色のコースのみバス停を使用する予定となっております。

以上です。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。併用と言っていたと思ったので両方のバス停かなと思っていたもので、私思うのはピンクの路線の破線になっている分はフリー乗降制度になっているはずですよ。ですので、手を挙げたらどこからでも乗れるし、おりられるしというところのコースになっていますので、成合口のバス停をこのまま両方のコースで生かして、ピンクのほうの今、成合口から成合のバス停になっているところ、実線になっていますが、そこも破線にしてフリー乗降制度にすれば、成合のバス停別に要らなくて、成合口のバス停を併用したらそれでいいのではないかと。そのほうが利便性はあるん違うかなと思うんです。手を挙げて乗せていただくことができるんで、成合のバス停はなくてもいいのではないかなと思うんですけれど。

議長（重光俊則君）白川道路課長。

道路課長（白川文昭君）フリー乗降区間につきましては、警察のほうと協議をして、成合から高田の区間というような設定となっております。

先ほど私、併用使用してという説明をさせていただきましたのは、南海ウイングバスの路線バスのバス停と併用してということでご説明をさせていただきまして、ちょっと言葉足らずで申しわけございませんでした。

フリー乗降区間につきましては、一定、距離を延ばすことではなく、この区間でということで警察のほうとも協議済みでございまして、このままの形で運用させていただきたいというふうを考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）以前、検討したときには成合口のバス停がなかったんで、今回そうやって成合口のバス停がここに設置されるのであるならば、フリー乗降制度ももう一度延ばすこともできるのではないかと。またもう一度警察と協議していただけたらと思います。

議長（重光俊則君）白川道路課長。

道路課長（白川文昭君）すみません、フリー乗降区間のピンク色のルートの方では成合口のバス停を使用いたしませんので……

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）だから、すればいいんですよ。して、バス停があるんやから。その後、フリー乗降を延ばせないかというのを警察と相談していただけたら……。利便性ですよ、住民の。



議長（重光俊則君）白川道路課長。

道路課長（白川文昭君）一定、そして成合口のバス停と成合のバス停で、ピンク色の自然公園方面コースで停車をすればというご提案ということでよろしいのでしょうか。まず、ピンク色の自然公園方面コースでは、成合口のバス停を今利用せず、成合でバス停を設けておるんですけども、新たにピンク色コースでも成合口でも停車をするということでもよろしいのでしょうか。

そうしましたら、一度事業者との協議もさせていただいて、停車が可能であるとか時間差とかというのがありますので、協議しながら、その中で一度警察のほうとフリー乗降区間については改めて協議させていただくという形で、協議を進めていくようにいたします。

（「一遍検討してみてください」の声あり）

道路課長（白川文昭君）検討という形ではさせていただくのですが、停車できるかどうかというのはちょっと今、この場ではお答えできないということで、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）今の渡辺議員のご質問なんですけれども、時間差が約30分ぐらいございます。

今、バス停で申しますと、緑色の野外活動ふれあい広場口の第2便が9時32分に到着する予定なんですけれども、成合というピンク色の今のバス停ですけれども、ここで10時9分になりますので、約30分ぐらいの時間差がございまして、緑の方がここでおりられても30分あれば上のほうの永楽公園のほうまで着いちゃうというような状況になりますので、緑からピンクに乗りかえるというのはなかなか難しい状況なのかなというところがございます。

今、議員おっしゃられているのは、緑の方が成合口でおりられたときにピンク色にもしか乗りかえられたらいいというような発想なんですか。どういう発想なんですかね。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）私はそんな乗りかえの話ではなくて、今ここに新たに成合口というバス停が今までなかったところにあるのであれば、緑色のコースであってもピンク色のコースであってもこのバス停を利用できたらと思うだけなんです。そこに一緒に乗り合わせてとかではなくて、そして成合のバス停は別に要らないと。その間はフリー乗降、手を挙げたら乗れるように、このバス停まで行かんと乗せてもらわれへんというんじゃないかと、成合口を一つのバス停でしてしまったら、成合口から成合の間はフリー乗降にさせていただいたら住民にとっては便利じゃないかなということなんです。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）わかりました。すみませんでした。全然別個のことですね。フリー乗降と新たな停留所というのが別個の話ということで、この辺につきましては、課長がお答えさせていただきましたように、できるかできへんかは別としまして、警察も含めて協議を1回やらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）1点だけ、駐車場の関係で、6台分確保するというこのために永楽墓苑前のバス停の移設ということで提案されていて、これは非常に工夫されたんだと思うんですが、現在の永楽墓苑前のバス停というのは公園のすぐ前ですよ。それで、移設することによって若干公園の入り口からは遠くなるかなと思うんですが、どれぐらいの距離が後退することになるんですか。

議長（重光俊則君）白川道路課長。

道路課長（白川文昭君）現在のバス停につきましては第5駐車場の中にごございます。駐車場の中で、駐車場をロータリーのような形で利用して使用しているものなんですけれども、そちらのほうの駐車枠の確保と、それとあと、下におろすことによって駐車場内を利用者が歩くということなく、町道を一旦ゼブラ帯から渡っていただく必要はあるんですけども、そこを渡っていただいた後は歩

道を通行して公園のほうへ向かっていただくと。距離につきましては、今200メートル程度になるうかというふうに考えてございます。今も駐車場の中を5、60メートルの区間歩いてきていただくことになるんですけれども、それが若干距離が延びるということにはなるんですけれども、そういう形でバス停については下のほうにおろさせていただいて、駐車枠も確保させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）200メートルほどの距離になるということは、これまで墓苑の利用者でひまわりバスを利用していた方も墓苑の入り口からは若干遠くなるということですよ。

議長（重光俊則君）白川道路課長。

道路課長（白川文昭君）そのとおりでございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）200メートルというのは微妙な距離かなとは思いますが。これまでひまわりバスで墓苑に来られていた方からすれば、ちょっと遠くなって不便かなという印象はあると思うんですけれども、その辺は慎重に考えられてのことかなと思うんですが、ここではもうそれぐらいにしておきます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）坂上巳生男議員の質問から続きなんですけれども、墓苑のほうの駐車場の中にバス停をつくることは無理なんですか。

議長（重光俊則君）白川道路課長。

道路課長（白川文昭君）そこは、すみません、検討いたしておりませんが、バスの回転帯としての距離としましては、第5駐車場のほうがサイズとしては大きくて、回すことが可能かと思えます。墓苑のほうの駐車場は少なく、そちらのほうに停車をするとまた駐車升が減るというのと、やはり土曜日、日曜日に運行させていただくということは、駐車場を利用される方も多くございます。そこをバスが回っていくと、バスをおりられた方も駐車場内を歩く、それから一般的に自家用車を利用される方も、バスがそこに入ってくるというような、やはり交通安全的にも支障となる場合もございまして、土日運行に合わせて駐車場を利用するべきではないという判断も考えてございまして、一旦道路上のほうにおろさせていただくと、ゼブラ帯のほうにおろさせていただくというふうなことも考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）墓苑の駐車場の利用は検討していないということなんで、ぜひ一回検討して、入れるものならあっちに入ったほうが、バスに乗ってくる人も直接おりに公園にも墓苑にも行けるんで、そっちのほうが便利やと思うんで、ぜひ検討していただきたいんですけども。

議長（重光俊則君）白川道路課長。

道路課長（白川文昭君）サイズの入らないというのではなく、先ほど説明させていただいたとおり、土曜日、日曜日、多数のご利用者がある駐車場内にひまわりバスが入るという状況の中、一旦道路上、ゼブラ帯のほうにおろさせていただいたということでご理解をお願いしたいのですが、よろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）ちょっと不便になるので理解はしがたいんですけども、きょうはこれで終わります。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ここで、議事の都合により、一時、議事の進行を副議長にお願いします。

副議長（鱧谷陽子君）議長から指名がありましたので、一時、副議長の私が議事を進行いたします。重光議員。

2番（重光俊則君）今、坂上昌史議員の質問があったわけですが、200メートル一足らずを動かすことは非常に簡便なことのようにおっしゃっていますが、200メートルの坂道を高齢者とか赤ちゃんを連れた人が上がっておりていかなあかんわけです。それが一つ。

それから、今の駐車場を出口にした場合、きょうも線引きの工事か何か、下見の町職員を連れて行ってきましたけれども、そこにした場合はバスに乗降のために交差点のすぐ近くを通行しないといけないですね。バス乗降者が通行している信号のないところを車が上下4方向来ますよね。だから、バス乗り場が非常に不安全になる。一つ。

それから、高齢者、赤子連れが200メートルの坂道を上っていかないといけない。今は、歩道を渡っていけば、後は平たんな道を歩きます。

それから、けさも墓苑のところへ行ってきましたけれども、今、駐車場の中のバスのスペースは大型バスを想定したスペースになっていますよね。今、ひまわりバスは非常に小型のバスが走っています。小型のバスであれば、今の墓苑の中の駐車場をぐるっと回って出られるはずですよ。ぐるっと回って出られるということは、墓苑の管理棟の前を駐車場にすれば、そこでバスはとまりますよ。バスがとまって、実際に駐車場にひっかかる車があるかどうか、その1台が出るとき、ぎりぎり出られると思うんですけども、墓苑を利用する駐車車の車は非常に少ないのが事実ですよ。だから、ひまわりバスが1時間に1回来て15分とまっているぐらいだと思いますけれども、その間その場所が確保できないことはないと思うんです。

あそこの墓苑の中に入っていき方が安全なわけですよ。墓苑の中に入って行って墓苑の管理棟の前に車を駐車できれば、今、墓苑の駐車場は、場所をとるとしたら墓苑の駐車場を一番奥側にくっつけばいいわけですよ。それでつけて、墓苑の前を回して、墓苑の管理棟の前にくっつけばそこで乗降できて、そこが駐車場になるわけですよ。墓苑の駐車場の人が車を入れるために不便になるとは思いません。1台だけひっかかるころはありますけどね。出るときにぎりぎりかなというところはありますけれど、それは今おっしゃったように検討していないんじゃないかと、ぜひ検討してくださいよ。

200メートル高齢者が歩かなあかん、それから赤ちゃん連れが歩かなあかん、それは非常におかしい話で、今、平らなところにとまっていて、そこだけ平らに行けば済むところを200メートルの負担をかけておかしいと思うし、今の墓苑の中の駐車場の見直しというのはぜひできることだと思いますので、これはぜひ、本当に不可能なことなのかどうか検討していただきたいというのが要望ですが、それは全くできませんか。

副議長（鱧谷陽子君）白川道路課長。

道路課長（白川文昭君）一応、土曜日、日曜日の、先ほども説明させていただきましたように、利用者が多い中、いろんな方々が駐車場内を歩かれているという中で、駐車場内でのバスの乗りおりもそうなんですけれども、利用するには交通安全上好ましくないという状況で判断してございます。

あと、下のゼブラ帯のほうにおろしますのも、ゼブラ帯のほうも一応事前に警察からご意見をいただきまして、安全対策を十分、これは本部まで意見をいただいたところなんですけれども、安全対策についてご意見をいただいて、一定、おりてから横断が必要にはなるんですけれども、そこでの安全対策についても講じてまいりたいというふうにご考えてございます。

そんな中、土曜日、日曜日の混雑した駐車場内であるとか、子ども、利用者がたくさんいる上まで上がらずに下で乗りおりしていただいて、逆にそれで安全の確保をしていきたいというふうにご考えてございます。

副議長（鱧谷陽子君）重光議員。

2番（重光俊則君）それは、ここで余り1対1で議論してもいかなのですけれども、安全性から考えて、今、駐車場の車というのは、かなりの大型の車でも駐車場へとまって出入りすることはしています

よね。公園に入る道を、墓地の駐車場の通路の上を歩かすということはないのが原則のはずですよ。あの中を子どもたちが通行するとしたら、それはそれが危険な状況で、墓苑の駐車場は車が通る道になっているはずですから、その中を人が歩かないという場所を確保できれば、今の駐車場に歩いていく人は今の横断歩道のところへ真っすぐ行くわけですから、危険性というのは今と全然変わらないし、安全性を確保できるわけです。もう決めたからこれをするというのは非常におかしくて、住民が、皆さん、坂上議員はこれぐらいの質問で辛抱するということですが、住民の方は平らなところでおいて平らなところちょっと行けばいいのに、何で200メートルも高齢者や赤ん坊連れが行かないかん状況をつくるんですか。

そしてまた、下の駐車場が危ないというのはわかっていることですよ、一番下の駐車場をつくって、そこで人が乗りおりするというのは、その車の規制もしない、そういうよりも、上はもうちゃんと規制はできるし、歩行者も通れる状況になっているやないですか。そういうところをちゃんと調べてから、墓苑のほうは検討していないというのはおかしくて、やはりぜひ検討して、どうしても下に置かなあかんのであるかどうかを住民の方にわかるように説明していただきたいと思います。

副議長（鯉谷陽子君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）道路課としては現在のところ回転帯とかの検討はしていませんけれども、公園ができたときに墓苑利用者のほうから、駐車場升については駐車場の確保ということでかなりの苦情が公園課のほうに入っております。

現在、休日につきましては、墓苑側の駐車場につきましてはガードマンが立ちまして、墓苑車専用の駐車場としてご利用いただいているところでございます。今の状態で回転ができるかどうかというのは軌道軸を見まして検討させていただきますけれども、そんな中で墓苑側の意見もお聞きしなければならぬ状態にございます。

それと、あと1点は駐車場を減らすことが可能なかどうか、墓苑側として。その辺も墓苑利用者の方々からはかなりの苦情が出ておまして、専属のガードマンを墓苑駐車場の前に立てまして、墓苑利用者のカードを墓苑利用者にはお配りさせていただきまして、そのカードを提示していただいた方しか墓苑側の駐車場はご利用できない状態になってございますので、その辺も踏まえて今回、下のほうのバス停ということで検討させていただいたんですけれども、坂上昌史議員、また議長からのお話があったので、一旦は検討させていただきますが、かなり難しい。今、墓苑側の駐車場の利用というのは難しい状態であることをご理解いただきまして、一旦、ご意見をいただきましたので検討はさせていただきます。

副議長（鯉谷陽子君）重光議員。

2番（重光俊則君）バスは公園利用者だけじゃないんですよ。墓苑に行く方もバスを利用するわけですよ。だから、墓苑側の駐車場を減らさないでそこにバスが駐車できるというのは僕は可能だと思います。その辺も含めてぜひ検討していただきたいと思うんですよ。

やはり、公園に行く人だけがバスを利用するんじゃなくて、高齢者とかが墓参りとかバスを利用して行くわけですよ。今、高齢者が車を返還する状況もあるとしたら、余計、高齢者は車を使わないでバスを利用するわけですから、そういう人たちが200メートル歩くんだったら、200メートルの歩道の自動の歩くウォーキングのルートをつくってあげるとか、そういうこともぜひ考えて、やはり今の利便性を悪くしていると、不安全にするということも考えてぜひ検討していただいて、墓苑の駐車場は使えないというのは詭弁であって、町民の皆さんに今の駐車場の台数を確保できるのであれば、それは変わらないはずですよ。その場所にバスの駐車場ができるかできないかというのを住民の方と議論すべきであって、墓苑側の反対者って誰ですか。私も墓苑を使っていますけれども、墓苑の反対者って誰なんです。墓苑の代表者はどういう方と話をしてそれを決めるんですか。

副議長（鯉谷陽子君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）私どもは墓苑の利用者ということで聞いていますので、多数の方々が土日に墓苑に来られたときに駐車できないということで多数の苦情が入りまして、今現在、先ほどご説明さ

せていただいた内容で運用させていただいているというところです。

一旦は、ご意見いただきましたので検討はさせていただきます。墓苑のほうとも協議もさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

副議長（鱧谷陽子君）白川道路課長。

道路課長（白川文昭君）先ほど、うちの部長が検討するということでは検討させていただくんですけども、ご理解いただきたいのは、議員の皆様がおっしゃっているのは駐車升を減らさず停車ができるのではないかということですけども、警察のほうからは、駐車場内で停車する場合であっても通路上でのバス停というのは認めていただけませんので、必ず駐車升を潰してバス停をつくるという状況となります。そこをご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

副議長（鱧谷陽子君）それでは、以降の議事進行は議長にお願いいたします。

議長（重光俊則君）失礼しました。私の質問で申しわけありませんが、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、ひまわりバスの運行事業の見直しについての件を終了いたします。

次に、案件9、熊取町営住宅維持管理計画（長寿命化計画）についての件を説明願います。馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）それでは、熊取町営住宅維持管理計画（長寿命化計画）の策定についてご説明申し上げます。資料を要約して説明させていただきます。

経緯でございますが、公営住宅は全国的に老朽化した住宅ストックを大量に抱えており、建物を計画的、効率的に維持管理し、長寿命化を図り、ライフサイクルコスト、いわば建物の生涯費用の縮減につなげていくことが重要となっております。

本町の町営住宅におきましては、平成16年度から平成21年度にかけて建てかえ事業を実施、完成したところでございますので、全国的な状況とはいささか異なっておりますが、建物を計画的、効率的に維持管理することは重要であるため、予防保全のための管理計画として、この間、大阪府の指導もあり、町営住宅維持管理計画として本計画を策定したものです。

公営住宅の耐用年数は法令で70年とされておりますが、本計画を策定し適切な維持管理を行うことによって、法令上の耐用年限まで建物を良好な状態に保つとともに、建物の長寿命化を図り、さらに耐用年数を延ばすことを目的としております。

次に、本町の町営住宅の現状でございますが、大原住宅1団地がございまして、こちらは平成17、19、21年度にそれぞれ竣工いたしました。建物はいずれも鉄筋コンクリート造5階建てで、3棟の内訳が2DK30戸、3DK60戸の合計90戸の管理戸数となっております。

本計画の策定期間でございますが、実施期間は平成27年度から36年度までの10年間とし、おおむね中間年で必要に応じて見直しを行うこととしております。

2ページ目をごらんいただけますでしょうか。

町営住宅の活用方針でございますが、活用方針としては、予防保全的な計画的修繕を実施し、建物の長寿命化を図った維持管理を行ってまいります。屋根、外壁に関しては、公営住宅の長寿命化計画上の名称の一つ、長寿命化型改善というようなメニューに基づき長寿命化を図り、国の交付金を活用して建物を改善していく方針となっております。具体的には、屋根には高耐久塗装を行い、本来ならば将来必要である屋根のふきかえを不要とし、壁は高耐久塗装し、建物の寿命まで改修回数を減らすというような形でライフサイクルコストの縮減を図っていきたくて考えてございます。

本計画におけるライフサイクルコストでございますが、本計画の試算の設定年数を耐用年限の70年とし、長寿命化仕様にした場合と従前の仕様で比較しますと、1、2、3棟合計で全ての経費を平均しますと1年当たり平均190万円の効果額となり、70年間の試算では合計1億3,500万円効果額が上がる、安く上がるというふうに試算の結果を見込んでおります。

それでは引き続き、計画書本編の内容構成について、かいつまんでご説明を申し上げます。

計画書の1ページをごらんください。

先ほど説明いたしました計画策定の背景、目的等を記載してございます。

続きまして、2ページをごらんください。

本計画の位置づけ、計画期間を記載してございます。

続きまして、3ページから7ページには町営住宅の概要を記載してございますが、先ほど概要でご説明させていただいた内容と重なる部分が多うございますので、ここでの説明は控えさせていただきます。後ほどご高覧いただければと思います。

8ページ、9ページには住棟別の活用手法と活用方針を記載してございます。

続きまして、10ページをごらんいただけますでしょうか。

次々いって申しわけないんですけど、(1)維持管理計画の策定と効果の上から4行目のあたりに、維持管理計画を策定することにより、対症療法的な維持管理から予防保全的な修繕、耐久性の向上に資する改善等の計画的な実施を行い、建物の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減することができるとうございますように、ここでは全体の理念を記載しております。それとあわせて、下の図3-1のほうで計画的な修繕の概念的なものを図面で示させていただいております。

11ページからは、主な修繕費用等について、検討の中でこういった形で試算しているかというようなことをまとめてございます。14項目になってございます。

14ページへお進みいただきまして、こちらは試算結果を一覧表にまとめておりますので、ごらんください。3-2では修繕費用等の資産を14項目、先ほどのものにまとめております。先ほど10ページでご説明しましたとおり、全体的には予防保全的な修繕や耐久性の向上に資する改善等の計画的な実施を前提とし、さらに外壁、屋根については、より長寿命化が期待できる改修材料、方法を選択し、期間内の改修回数を減らすことによる費用縮減の検討もあわせて行っているところでございます。

15ページをごらんいただけますでしょうか。

修繕・改善に係る事業予定一覧となっております。本計画期間におきましては、現在、建物の建築から年数が浅いこともありまして、今のところ大規模な修繕工事は予定しておりません。

16ページへお進みいただけますでしょうか。

これらの結果を踏まえて70年間の試算を行いましたところ、先ほど冒頭で説明したとおりでございますが、法令上の耐用年限70年とし、想定される費用合計を1年当たりで計算いたしますと、外壁、屋根に関して長寿命を図ることで、表3-3右下のとおり193万8,115円の縮減が期待でき、70年間では、計算の結果、表の下の4行目に記載のとおり、1億3,566万8,050円の費用縮減が期待できるとの試算結果になってございます。

今回の計画期間におきましては内壁、屋根等大規模な改修工事を予定しておりませんが、今後も、建物の現状を踏まえた中で、次回以降見直しの中で計画的に長寿命化策を講じてまいりたいと考えております。

最後に、今後の予定でございますが、町のホームページにおきまして本企画の策定について公表する予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(重光俊則君) ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

8番(渡辺豊子君) 熊取町営住宅維持管理計画、長寿命化計画を立てることによりまして交付金が利用できるということですが、交付率とかいうのはどんなものなんですか。

議長(重光俊則君) 馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長(馬場高章君) 現行の制度を通常使いますと45%ということになります。今回、大きな計画がまだ今期にはありませんので、その段階での補助制度ということになるとは思います。現行では45%ということになります。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ここで、議事の都合により、一時、議事の進行を副議長にお願いします。

副議長（鱧谷陽子君）議長から指名がありましたので、一時、副議長の私が議事を進行いたします。重光議員。

2番（重光俊則君）たびたびすみません。2つだけです。

一つは、町営住宅の維持管理でこれだけ効果額が出ますということですが、町営住宅の運営事業についての収支報告、これをお聞かせいただきたいんです。それのまとまった資料というのがあれば年間の収支報告を見せていただきたいんですが。

副議長（鱧谷陽子君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）収支報告というものは用意していないんですが、28年度の予算の中で、どういった経営状態かということを一応ご説明差し上げますと、住宅使用料、駐車場使用料、共益費等の収入、それから家賃に対して国から補助金がいただけますので、それに対して予算額的には4,600万円ぐらい計上させていただいているところなんです。それに対しまして、じゃ維持管理に幾らかかっているんだらうということになるかと思いますが、私どもの職員の旅費やら消耗品やらいろいろ加味しまして28年度については988万円ということで、1,000万円弱なんですけれども、ただ、ことしは8年に1回の水道のメーターの計量法による交換の年に当たってまして、300万円弱ぐらいちょっと高くなっています。通年でいきますと、大体600万円ぐらいでそういった管理的な経費を賄っております。

以上です。

副議長（鱧谷陽子君）重光議員。

2番（重光俊則君）それは、実際の投資額を含めた、資産の償却等も含めた支出なんですか。

副議長（鱧谷陽子君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）すみません、今ちょっと僕、簿記に詳しくないんですけど、単式で評価していますので、資産の償却というのは横へ置いておいた状態で、単年度に入ってくる収入と維持管理にかかっているお金というものを単純に比較させていただきました。

副議長（鱧谷陽子君）重光議員。

2番（重光俊則君）それでは、約3,600万円は年間収入があるということですね。

それと、もう1点ですが、今、90戸で応募倍率が非常に高い倍率でありますよね。それと今、大阪府が府営住宅を各自治体等に引き取れる状況にあるかどうかという問い合わせをしていると思います。それで、熊取町の地で約450軒の住宅があるわけですが、その応募倍率が0.6とか0.4とか、その倍率に満たない状況があります。だけれど、今何十倍も申し込みがあつて熊取町としてはそれだけしか提供できていないことを考えたら、住宅施策としては熊取町が府営住宅の管理を大阪府から引き取ってやるということも一つの選択肢かなと思うんですが、その辺は、前は選択肢ではないということでご回答があつたんですが、ご検討は余りされていない状況ですか。最近そういう検討はされているのでしょうか。

副議長（鱧谷陽子君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）確かに大原住宅は大変競争率が高うございます。端的に言うと新しいところが大きいかなと思いますが、それから、後段のほうでお聞きいただきました府営住宅のいわゆる移管の関係なんですけれども、大阪市が約4年の協議の結果、昨年度、府営住宅の移管を受けられました。ただ大阪市の場合は、市営住宅10万戸ありまして、府営住宅が1万5,000戸ぐらいということで、規模的に言うと圧倒的に市営住宅のほうがもともとシェアが大きいという特殊性はあるかと思いますが。ほかの自治体でも今のところ協議をされているところですが、残念ながら事例としてはそれ以外ない状況です。

ただ、熊取町としても、他の市町とともに大阪府の会議体に属して、そういったところを情報収

集させていただいております。大阪府はあくまで公営住宅の制度を地元の市町村に担っていただくという前提で、物件を無理やり押しつけるようなことは決してしませんからと一応今おっしゃっております。そういう形で情報収集をさせていただいておりますが、今示されている条件で一番大きいのは、土地物件につきましては現状で無償譲渡ということが前提となっておりますが、その後建物を維持していく、あるいは熊取町の場合はかなり団地が古くなっていますので、あれを建てかえるということになりますとそれはもう移管を受けた市町村がやってくださいということになっておりますので、そのあたりを踏まえますと非常に課題が多いのかなということ、継続的に会議体のほうで他の市町村とも意見を交換しながら情報収集していきたいと思っております。

以上です。

副議長（鱧谷陽子君）重光議員。

2番（重光俊則君）今の件は非常に難しいところもあるんですが、若い人たちの住宅確保のためにそういう府営住宅、公営住宅を自治体が引き取ってやっているところもないわけではないわけです。長期的な採算を十分検討させていただいて、今の建物の維持管理が何年いくかという採算性は十分評価が必要になると思うんですが、非常に器として住居の提供についてはいろんな目的で使用できる施設でありますので、その辺は長期的に検討をお願いしたいと思います。

副議長（鱧谷陽子君）それでは、以降の議事進行は議長をお願いいたします。

議長（重光俊則君）以上で質疑を終わります。

これをもって、熊取町営住宅維持管理計画（長寿命化計画）についての件を終了いたします。

以上で、本日の案件は終了いたしました。

そのほか、何かご報告等があれば承ります。副町長 中尾清彦君。

副町長（中尾清彦君）長時間にわたり真摯なご審議をいただきまして、どうもありがとうございます。

1点だけ、すみません、2、3分でございますけれどもお時間いただきまして、先ほどの案件2の熊取創生プロジェクトチームのことでございます。

資料の冒頭の表現で厳しいご指摘がございました。私物化という表現もございましたけれども、マニフェスト、いわゆる選挙公約につきましては、やっぱり選挙民に対して選挙を戦うための公約と。これは私が言うまでもないんですけども、所信表明につきましては、今後4年間どういうふうに取り組んでいくんだというふうなことを書いたものであると。町政運営方針については1年間の町政の運営について書かれたものと、そういう理解をしてございます。それがイコール私物化と言われたわけなんですけれども、それよりも、所信表明の事項につきましては、私どもとしては総合計画あるいは総合戦略に沿った事業であるというふうには認識してございます。これを進めていく先には熊取町の創生につながると、あるいはつなげてまいりたいというふうには考えてございます。所信表明を再度ご確認いただき、本意をお酌み取りいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、今後につきましては、議会へのしっかりした説明と、また本日種々いただきましたご意見を十分参考にしながら推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、走り出したばかりのプロジェクトチームに対してはいろいろな面でご支援、ご協力をぜひともよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

議長（重光俊則君）今、所信表明事項についての説明がありましたけれども、プロジェクトチームは総合戦略等に基づいて町の方向を定めていくものだというご説明です。議員の中には、所信表明の中から、30項目から17項目に絞ったとかそれだけでいいのかと、そういうことを含めた意味合いがありますので、所信表明という言葉を使った使っていないということじゃなくて、このプロジェクトチームの立ち上げについて、なぜこれが重要なのかということ全体像の中から位置づけを説明してもらっていないということから、そういう指摘の発言もあったと思うんです。だから、その辺を理解していただいて、その方向は同じだと思いますが、やっぱりそういう言葉から、非常に限られたものから政策が出てくるんじゃないかという危惧があるという点をご理解をしていただきたい



と思います。よろしいでしょうか。

では、長時間にわたり申しわけありませんでしたが、ほかの報告もないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

(「17時38分」閉会)

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長 重光俊則